目　　次

会期日程表 …… 1
陳情文書表 …… 3

第　１　号（９月４日）
開会、散会の日時 …… 5
出席議員 …… 5
欠席議員 …… 5
地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 5
事務局出席者 …… 5
議事日程 …… 6
開会及び開議の宣告 …… 8
会議録署名議員の指名 …… 8
会期の決定 …… 8
諸般の報告 …… 8
行政報告 …… 8
議案第４０号の上程、説明 …… 9
議案第４１号の上程、説明 …… 10
議案第４２号の上程、説明 …… 11
議案第４３号の上程、説明 …… 11
議案第４４号の上程、説明 …… 12
議案第４５号の上程、説明 …… 13
議案第４６号の上程、説明 …… 14
議案第４７号の上程、説明 …… 15
議案第４８号の上程、説明 …… 16
議案第４９号の上程、説明 …… 17
認定第１号の上程、説明 …… 18
認定第２号の上程、説明 …… 20
認定第３号の上程、説明 …… 22
認定第４号の上程、説明 …… 23
認定第５号の上程、説明 …… 24
認定第６号の上程、説明 …… 25
報告第４号の上程、報告 …… 26
報告第５号の上程、報告 …… 26
報告第６号の上程、報告 …… 26
報告第７号の上程、報告 …… 27
認定第１号の訂正 …… 27

散会の宣告 …… 27

第　２　号（９月７日）

開議、散会の日時 …… 29
出席議員 …… 29
欠席議員 …… 29
地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 29
事務局出席者 …… 29
議事日程 …… 30
開議の宣告 …… 31
一般質問 …… 31
　前　田　　孝　議員 …… 31
　大　城　佐　一　議員 …… 33
　吉　濱　　覺　議員 …… 42
　安　里　重　和　議員 …… 58
　新　城　一　智　議員 …… 60
　平　良　嗣　男　議員 …… 62
休会について …… 65
散会の宣告 …… 65

第　３　号（９月１０日）

開議、散会の日時 …… 67
出席議員 …… 67
欠席議員 …… 67
地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 67
事務局出席者 …… 67
議事日程 …… 68
開議の宣告 …… 69
議案第４０号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 69
議案第４１号の質疑、委員会付託 …… 69
議案第４２号の質疑、委員会付託 …… 70
議案第４３号の質疑、委員会付託 …… 70
議案第４４号の質疑、委員会付託 …… 72
議案第４５号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 73
議案第４６号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 74
議案第４７号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 74
議案第４８号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 74
議案第４９号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 75

認定第１号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 75
認定第２号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 76
認定第３号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 76
認定第４号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 77
認定第５号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 77
認定第６号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… 78
議案第５０号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 …… 78
諸般の報告 …… 81
休会について …… 81
散会の宣告 …… 81

第　４　号（９月１７日）
開議、閉会の日時 …… 83
出席議員 …… 83
欠席議員 …… 83
地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 …… 83
事務局出席者 …… 83
議事日程 …… 84
開議の宣告 …… 86
同意第６号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決 …… 86
議案第４１号～議案第４４号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 89
議案第４５号～議案第４９号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 92
議案第４０号、認定第１号～認定第６号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 98
陳情第１１号及び陳情第１４号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 103
陳情第１２号及び陳情第１６号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 …… 104
意見案第３号及び決議案第２号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決 …… 106
意見案第４号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決 …… 109
閉会の宣告 …… 110

署名議員 …… 111

平成２７年第５回定例会会議録
（会期日程表）

開会　平成27年９月４日
会期14日間
閉会　平成27年９月17日

月　日	曜日	会議別	開議時間	日　　程
９月４日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告４件
９月５日	土	休　会		
９月６日	日	休　会		
９月７日	月	本会議	午前10時	一般質問
９月８日	火	休　会		ウンガミ
９月９日	水	休　会		ウンガミ
９月10日	木	本会議	午前10時	議案第40号質疑、決算審査特別委員会付託 議案第41号～第44号質疑、総務常任委員会付託 議案第45号～第49号質疑、予算審査特別委員会付託 認定第１号～第６号質疑、決算審査特別委員会付託 同意第６号～第７号質疑、委員会付託省略　（即決）
９月11日	金	委員会	午前10時	議案第45号～第49号質疑、予算審査特別委員会 （説明～採決）
９月12日	土	休　会		
９月13日	日	休　会		
９月14日	月	本会議	午前10時	陳情第12号及び第16号経済建設常任委員会 （検討～採決）
		委員会	午後１時30分	陳情第11号（継続審査）、第14号～第15号及び第18号総務常任委員会　（検討～採決） 議案第41号～第44号総務常任委員会　（説明～採決）
９月15日	火	委員会	午前10時	議案第40号、認定第１号～第６号決算審査特別委員会 （説明～検討）
９月16日	水	委員会	午前10時	議案第40号、認定第１号～第６号決算審査特別委員会 （検討～採決）

月　日	曜日	会議別	開議時間	日　　程
９月17日	木	本会議	午後２時	議案第41号～第44号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第45号～第49号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第40号、認定第１号～第６号決算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 陳情第12号及び第16号経済建設常任委員会委員長報告（陳情）、質疑、討論、表決 陳情第11号、第14号～第15号及び第18号総務常任委員会委員長報告（陳情）、質疑、討論、表決 意見案等の処理（閉会）

会期日数　14日間　　本会議日数　４日間　　委員会日数　４日間　　休会日数　６日間

陳　情　文　書　表

受理番号	受理年月日	件　　名	陳情者氏名	付託委員会
12	平成27年７月28日	県産品の優先使用について（要請）	公営社団法人沖縄県工業連合会会長 外４団体会長	経済建設常任委員会
13	平成27年８月10日	14回目の地球社会建設決議陳情書	荒木　實	議員配布
14	平成27年８月10日	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	沖縄県教職員組合国頭支部 執行委員長　銘苅　満	総務常任委員会
15	平成27年８月10日	学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情	沖縄県教職員組合国頭支部 執行委員長　銘苅　満	総務常任委員会
16	平成27年８月14日	根路銘への村営団地誘致に関する請願書	根路銘区長　吉本隆之	経済建設常任委員会
17	平成27年８月26日	外国人の扶養控除制度の見直しを求める陳情	行橋市議員　小坪愼也	総務常任委員会
18	平成27年８月26日	陳情書	監視社会ならん！市民ネット沖縄 代表世話人 上江洲由美子	総務常任委員会

平成２７年第５回大宜味村議会定例会会議録

（第１号）平成27年９月４日

１．開会、散会の日時

開　　会（平成27年９月４日　午前10時00分）

散　　会（平成27年９月４日　午前11時28分）

２．出席議員（10名）

１番議員	大城佐一	６番議員	前田　孝
２番議員	新城一智	７番議員	安里重和
３番議員	仲井間宗利	８番議員	吉濱　覺
４番議員	金城　勇	９番議員	東　武久
５番議員	宮城辰徳	10番議員	平良嗣男

３．欠席議員（０名）

な　　し

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	宮城功光	会計課長	島袋経子
総務課長兼村史編纂室長	神里富松	教育長	友寄景善
財務課長	知念和史	教育課長	新城　寛
住民福祉課長	宮平和美	選挙管理委員会書記長	神里富松
企画観光課長	山城　均	監査事務局長	宮城　豊
産業振興課長兼農業委員会局長	大城　武		

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	宮城　豊	主事	松川雄太

６．議事日程（第１号）

日程番号	事件番号	件　　名	摘　要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議　　案 第４０号	平成26年度大宜味村工業用水事業会計未処分利益剰余金の処分について	提案説明
6	議　　案 第４１号	大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議　　案 第４２号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議　　案 第４３号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議　　案 第４４号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	提案説明
10	議　　案 第４５号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
11	議　　案 第４６号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明
12	議　　案 第４７号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
13	議　　案 第４８号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明
14	議　　案 第４９号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	提案説明
15	認　　定 第　１　号	平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
16	認　　定 第　２　号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
17	認　　定 第　３　号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
18	認　　定 第　４　号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
19	認　　定 第　５　号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明

日程番号	事件番号	件　　名	摘　要
20	認　　定 第　6　号	平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	提 案 説 明
21	報　　告 第　4　号	平成26年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について	報　　告
22	報　　告 第　5　号	平成26年度決算に基づく健全化判断比率について	報　　告
23	報　　告 第　6　号	平成26年度決算に基づく資金不足比率について	報　　告
24	報　　告 第　7　号	大宜味村子ども・子育て支援事業計画策定について	報　　告

◎開会及び開議の宣告

○　**議長（平良嗣男）**　おはようございます。

ただいまから平成27年第５回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎会議録署名議員の指名

○　**議長（平良嗣男）**　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、６番　前田　孝議員及び７番　安里重和議員を指名します。

◎会期の決定

○　**議長（平良嗣男）**　日程第２　会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月17日までの14日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から９月17日までの14日間に決定しました。

◎諸般の報告

○　**議長（平良嗣男）**　日程第３　諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会及び経済建設常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の２第３項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しください。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○　**議長（平良嗣男）**　日程第４　行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　おはようございます。

第５回大宜味村議会開催に当たり、全議員の参加のもと開会できますことを大変うれしく思います。ありがとうございます。

では、６月から８月までの行政報告を行います。

６月７日に、防災訓練を行っておりまして、村として防災会議を立ち上げ、また饒波区の防災訓練の激励も行っております。

それから７月に入りまして、７月６日、辺土名高校70周年記念の村からの補助金を三村一緒になって期成会のほうへ贈呈をしております。15日には、総合事務局次長の来訪があり、その対応をしておりますとともに、また午後からは国立公園指定事業に対する意見書の手交式を行っております。

８月に入りまして、２日に、山口沖縄大臣がお見えになって、結の浜の賃貸工場の状況を視察にまいっておりました。それから４日には、県土木建設部と北部市町村会との行政懇談会の中で大宜味村の懸案事項を要請しております。５日には、本部町において青切りシークヮーサーの出荷式に参加をしております。そして23日には、那覇空港におけるシークヮーサーピーアール活動をしてまいりました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願いたいと思います。

それから昨年１月から本村においては、飲酒運転検挙者が１人もいないという状況が続いております。そのことは、やはり村民の交通安全に対する協力体制がしっかりできてきたのかなという思いをしております。

次に５月21日から８月３日まで発注いたしました公共工事の入札結果を報告書として提出しておりますので御参照願いたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

○　議長（平良嗣男）　これで行政報告を終わります。

◎議案第４０号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第５　議案第40号　平成26年度大宜味村工業用水事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　議案第40号　平成26年度大宜味村工業用水事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成26年度大宜味村工業用水事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議会の議決を求める。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定に基づき、この案を提出する。

なお、内容については、担当課長から説明をいたします。

○　議長（平良嗣男）　企画観光課長。

（山城　均企画観光課長　登壇）

○　企画観光課長（山城　均）　それでは議案第40号につきまして、補足説明をさせていただきます。

収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益としての未処分利益剰余金393万2,163円のうちから、特定目的の積立金として20万円を減債積立金として。同じく20万円を利益積立金の積立金としまして

285万1,346円を建設改良積立金として。また68万817円を一般会計への還付金として利益剰余金を処分するものであります。

利益の処分については、公営企業法の規定により条例に定めるところ、または議会の議決を得て行わなければならないため提案するものであります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第４１号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第６　議案第41号　大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　議案第41号　大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令（平成27年政令第171号）」の施行に伴い、大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

○　議長（平良嗣男）　総務課長。

（神里富松総務課長　登壇）

○　総務課長（神里富松）　議案第41号について説明いたします。

平成25年５月31日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が交付され、平成27年10月５日から順次施行されます。

個人番号の指定や通知に関する規定の施行日は、平成27年10月５日。個人番号の利用に関する規定の施行日は、平成28年１月１日となっております。

個人番号に関する事項は、そのほとんどが番号法等の法令等により規定されていますが、番号法第31条に基づき、大宜味村個人情報保護条例を一部改正する必要があり提出しております。

今回の一部改正の主なものは、第２条の定義に、特定個人情報、情報提供等記録、特定個人情報ファイルを加え、条文中の個人情報は、個人情報に該当しない特定個人情報を含むとし、特定個人情報保護評価、特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表、特定の個人情報の利用の制限、情報提供等記録の提供先への通知、特定個人情報の利用停止の請求、利用停止請求に対する決定等、利用停止決定等の期限、これらを新たな条として加えております。

この条例は、平成27年10月５日から施行するとしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第４２号の上程、説明

○　**議長（平良嗣男）**　日程第７　議案第42号　大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第42号　大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令（平成27年政令第171号）」の施行に伴い、大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

○　**議長（平良嗣男）**　住民福祉課長。

（宮平和美住民福祉課長　登壇）

○　**住民福祉課長（宮平和美）**　議案第42号について補足説明させていただきます。

行政手続における特定個人の識別をするための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令（平成27年政令第171号）の施行に伴い、大宜味村手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

大宜味村手数料徴収条例（平成12年条例第26号）の一部を、別表第１（第２条関係）、個人番号カードの再交付手数料１件につき800円、個人番号通知カードの再交付手数料１件につき500円を表中に加えております。

附則で、この条例は、個人番号通知カードの再交付手数料が平成27年10月５日から施行し、個人番号カードの再交付手数料は平成28年１月１日から施行としております。

説明資料、21ページに新旧対照表、22、23ページに個人番号カード、通知カードについて資料を添付してございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第４３号の上程、説明

○　**議長（平良嗣男）**　日程第８　議案第43号　大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第43号　大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項にみだしとして「（施行日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（準備行為）、２　別表第１及び別表第２の規定による小学校及び中学校の設置の準備並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附則、この条例は、平成28年４月１日から施行する。

提案理由、大宜味村立４小学校における統合及び中学校移転による、準備行為が行えるようにするため、この案を提出する。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上で提案説明を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第４４号の上程、説明

○　**議長（平良嗣男）**　日程第９　議案第44号　大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第44号　大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について

過疎地域自立促進法（平成12年法律第15号）第６条第７項の規定により、大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）を次のとおり変更する。

７　教育の振興、（２）その対策中へ「また、小学校の統合新設、中学校の移転に伴う、児童生徒の送迎に対応するためのスクールバスを購入する。」を追加。

（３）計画の事業名（施設名）に「スクールバス・ボート」を追加し、事業内容に「スクールバス購入事業」を追加する。

（３）計画。事業計画。事業名、事業内容、事業主体、備考と読み上げていきたいと思います。

（１）学校教育関連施設校舎、大宜味村立中学校建設事業、事業主体大宜味村。同じく大宜味村立小学校建設事業、学校施設外構整備事業。スクールバス・ボート、スクールバス購入事業。給食施設、大宜味村立学校給食センター整備。以上、（３）（４）については省略させていただきます。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

事業名（施設名）の追加等により、計画の変更を要するため、この案を提出する。

以上、提案説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第４５号の上程、説明

○　**議長（平良嗣男）**　日程第10　議案第45号　平成27年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第45号　平成27年度大宜味村一般会計補正予算（第４号）

平成27年度大宜味村一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億6,751万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,747万3,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　財務課長。

（知念和史財務課長　登壇）

○　**財務課長（知念和史）**　議案第45号　平成27年度大宜味村一般会計補正予算（第４号）の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、３億6,751万5,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書の１ページをお開きください。

９款地方交付税１億2,216万1,000円の増額ですが、決定に伴う増であります。

12款使用料及び手数料2,000円の増額ですが、個人番号カード手数料による増であります。

13款国庫支出金1,613万4,000円の増額ですが、主なものとして、中学校建設事業に係る国庫負担金と補助金1,475万円の増額であります。

14款県支出金１億1,812万4,000円の増額ですが、主なものとして、沖縄振興特別推進交付金１億1,741万5,000円の増であります。

15款財産収入830万8,000円の増額ですが、主なものとして、結の浜宅地分譲売払用地代820万円の増であります。

16款寄附金2,277万8,000円の増額ですが、８月20日現在の収入済額による増であります。

18款繰越金3,813万8,000円を増額しております。

19款諸収入494万9,000円の増額ですが、主なものとして、給付費負担金精算償還金430万2,000円の増であります。

予算書の２ページをお開きください。

20款村債3,692万1,000円の増額ですが、一般補助施設整備事業債2,930万円、臨時財政対策債762万

1,000円の増となっております。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明いたします。予算書の３ページをお開きください。

１款議会費１万円の増額ですが、旅費によるものです。

２款総務費１億4,680万1,000円の増額ですが、主なものとして、総務管理費で結の浜安心安全な環境づくり整備事業１億4,677万2,000円の増によるものです。

３款民生費1,455万7,000円の増額ですが、主なものとして、社会福祉費で国民健康保険特別会計への一般会計繰り出し分1,500万円の減額によるものです。

４款衛生費135万8,000円の増額ですが、主なものとして、保健衛生費で歯科診療所の備品購入、清掃費でごみ分別パンフレット作成費によるものです。

６款農林水産業費38万4,000円の増額ですが、主なものとして、農業費で活性化センターの備品購入費、シークヮーサー産地振興協議会補助金の増によるものです。

７款商工費67万1,000円の増額ですが、主なものとして、結の浜公園看板設置代によるものです。

８款土木費507万6,000円の増額ですが、主なものとして、住宅費で江洲定住分譲代金返還金と下水道費で繰出金の増によるものです。

予算書の４ページをお開きください。

10款教育費1,458万円の増額ですが、主なものとして、小中学校の学校管理費で机・椅子セット購入、社会教育費で根謝銘城測量調査業務委託料の増によるものです。なお、根謝銘城測量調査業務委託料は、村史編纂から教育課へ事務移行によるものです。

11款災害復旧費201万5,000円の増額ですが、農林水産施設災害復旧費で101万5,000円、土木施設災害復旧費で100万円の増によるものです。

12款公債費43万4,000円の減額ですが、平成16年度債の利率見直しによるものです。

13款諸支出金4,957万8,000円の増額ですが、財政調整基金と財産形成基金、結い基金の積立金によるものです。

14款予備費１億6,203万3,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

５ページには地方債の補正を記載しております。限度額15億480万円から15億4,172万1,000円になっております。

なお、詳細につきましては、委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第４６号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第11　議案第46号　平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　議案第46号　平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億6,425万2,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

内容については、担当課長から説明をさせます。

○　議長（平良嗣男）　住民福祉課長。

（宮平和美住民福祉課長　登壇）

○　住民福祉課長（宮平和美）　議案第46号　平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の概要について説明いたします。

今回の予算の補正は、5,110万円の増額補正でございます。

歳入の主な概要について説明いたします。予算書１ページをお開きください。

５款療養給付費交付金118万1,000円の増額。

11款繰入金1,500万円の減額ですが、同額を一般会計からの繰り出し分も減額しております。

12款繰越金は6,491万9,000円の増額をしております。

続きまして、歳出の概要について説明いたします。予算書２ページをお開きください。

２款保険給付費142万円の増額ですが、これは退職被保険者等療養費、高額療養費の増であります。また葬祭費の増となっております。

３款、４款及び６款は交付決定による減額でございます。

９款基金積立金ですが、2,999万9,000円を積み立てるものでございます。

11款諸支出金183万8,000円の増額ですが、前年度療養給付費の償還分でございます。

12款予備費2,708万7,000円の増額でございます。

詳細については、委員会で説明をいたしたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第４７号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第12　議案第47号　平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　議案第47号　平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ474万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ１億4,144万8,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

以下、内容については、課長のほうから説明いたします。よろしくお願いいたします。

○　議長（平良嗣男）　財務課長。

（知念和史財務課長　登壇）

○　財務課長（知念和史）　議案第47号　平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の概要説明をいたします。

今回の補正は、総額で474万1,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書１ページをお願いいたします。

４款繰越金は、確定により474万1,000円の増額となっております。

以上が歳入の概要です。

歳出の主な概要を説明いたします。

１款簡易水道総務費311万4,000円の増額ですが、主なものとして、修繕費の増によるものです。

４款予備費162万7,000円を増額しております。

以上が歳出の概要です。

なお、詳細においては、予算審査特別委員会で説明しますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第４８号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第13　議案第48号　平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　議案第48号　平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,525万1,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

内容については、課長のほうから説明いたします。

○　議長（平良嗣男）　財務課長。

（知念和史財務課長　登壇）

○　**財務課長（知念和史）**　議案第48号　平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の概要について説明いたします。

今回の補正は、総額で131万8,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書の１ページをお開きください。

３款繰入金129万8,000円を増額しております。

４款繰越金は、確定により２万円の増額となっております。

以上が歳入の概要です。

歳出の主な概要を説明いたします。予算書の２ページをお開きください。

１款公共下水道事業総務費140万円の増額ですが、主なものとして、修繕費によるものです。

４款予備費を８万2,000円減額しております。

詳細については、予算審査特別委員会で説明を行いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第４９号の上程、説明

○　**議長（平良嗣男）**　日程第14　議案第49号　平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　議案第49号　平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,515万7,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

内容については、課長のほうから説明いたします。

○　**議長（平良嗣男）**　住民福祉課長。

（宮平和美住民福祉課長　登壇）

○　**住民福祉課長（宮平和美）**　議案第49号　平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の概要について説明いたします。

今回の予算の補正は、3,515万7,000万円の増額補正でございます。

歳入の主な概要について説明いたします。予算書１ページをお開きください。

５款繰越金は17万5,000円を増額しております。

続きまして、歳出の概要について説明いたします。予算書２ページをお開きください。

４款予備費17万5,000円の増額でございます。

詳細については、委員会で説明をいたしたいと思います。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

○　**住民福祉課長（宮平和美）**　済みません、訂正いたします。

議案第49号、今回の予算の補正は17万5,000円の増額補正ということで訂正いたします。済みませんでした。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第１号の上程、説明

○　**議長（平良嗣男）**　日程第15　認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

内容については、担当課長から説明します。

○　**議長（平良嗣男）**　財務課長。

（知念和史財務課長　登壇）

○　**財務課長（知念和史）**　それでは認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

なお、内容の説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に御説明いたします。

平成27年７月７日に大宜味村会計管理者から村長宛てに平成26年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。

村長は、同日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第２項の規定により審査を求めたところ、平成27年８月26日付で一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用、基金運用状況調書審査意見書の提出がありました。地方自治法第233条第３項の規定により、今議会に平成26年度の決算認定をお願いするところであります。

それでは、内容の概略を御説明いたします。

なお、認定書の構成を簡単に御説明いたしますと、これは歳入歳出が主になっておりまして、まず歳入の内容は決算書の６ページから22ページに掲載してあります。歳出の内容は23ページから66ページ、その他参考調書といたしまして、実質収支に関する調書を67ページに、財産に関する調書を68ページから94ページに掲載しております。

そのほか、基金管理状況、各課別の主要な成果を添付しております。

決算書の67ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

この中で、歳入総額43億6,468万7,861円、歳出総額41億3,611万4,498円となり、翌年度へ繰り越すべ

き財源として9,043万5,000円がありまして、実質収支額は１億3,813万8,363円となっております。

歳入の概要を主な款で御説明いたします。決算書の１ページをお開きください。

１款村税ですが、調定額７億642万6,907円に対しまして、収入済額６億8,236万4,068円となり、収納率で対前年度0.3％増の96.6％となっております。なお、収入全体に対する割合は15.6％を占めております。不納欠損額については169万3,952円となっております。

２款地方譲与税236万1,900円、３款利子割交付金26万9,000円、４款配当割交付金40万円、５款株式等譲渡所得割交付金30万1,000円、６款地方消費税交付金2,776万1,000円、７款自動車取得税交付金225万9,000円、８款地方特例交付金45万8,000円は、それぞれ調定額と同額の収入となっております。

９款地方交付税ですが、この地方交付税は村財政の主要な財源となっており、調定額が11億2,392万4,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に対する交付税の割合は25.8％を占めております。

10款交通安全対策特別交付金90万8,000円ですが、こちらも調定額と同額の収入となっております。

決算書の２ページをお開きください。

11款分担金及び負担金ですが、調定額1,259万3,210円に対しまして、収入済額1,209万3,740円となり、収納率96％となっております。

12款使用料及び手数料ですが、調定額6,216万5,682円に対しまして、収入済額5,372万6,282円となり、収納率で対前年度1.6％増の86.4％となっております。

13款国庫支出金ですが、調定額10億6,230万7,743円に対しまして、収入済額９億5,219万9,095円となり、収入全体に占める割合は21.8％となっております。なお、１億1,010万8,000円は翌年度へ繰り越ししております。

14款県支出金ですが、調定額５億9,867万5,772円に対しまして、収入済額３億8,739万9,772円となり、収入全体に占める割合は8.9％となっております。なお、２億1,127万6,000円は翌年度へ繰り越ししております。

15款財産収入ですが、調定額5,971万4,603円に対しまして、収入済額1,249万5,436円となり、収納率20.9％となっております。

16款寄附金501万3,576円ですが、調定額と同額の収入となっております。

17款繰入金ですが、調定額１億8,086万9,018円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は4.2％となっております。

18款繰越金、調定額２億5,771万2,151円に対しまして、収入済額も同額となっております。

19款諸収入ですが、調定額１億5,400万8,625円に対しまして、収入済額6,145万4,723円となり、収納率で対前年度2.7％減の39.9％となっております。

決算書の３ページをお開きください。

20款村債ですが、調定額５億7,946万1,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

歳入の調定総額48億5,884万7,287円に対しまして、収入済額43億6,468万7,861円となり、収納率で対前年度4.2％減の89.8％となっております。

決算書の４ページをお開きください。歳出の概要をご説明いたします。

１款議会費ですが、予算現額6,338万2,000円に対しまして、支出済額6,319万183円となっており、執行率は99.7％となっております。

２款総務費ですが、予算現額５億3,068万3,000円に対しまして、支出済額４億8,980万4,469円となっており、結の浜安心安全な環境づくり整備事業外１件の繰越事業がありまして、執行率は92.3％となっております。

３款民生費ですが、予算現額６億3,429万4,000円に対しまして、支出済額６億547万6,748円となっており、多世代交流多機能型福祉拠点づくり事業外１件の繰越事業がありまして、執行率が95.5％となっております。

４款衛生費ですが、予算現額４億7,621万1,000円に対しまして、支出済額３億1,560万7,450円となっており、国頭地区行政事務組合特別分の繰越事業がありまして、執行率が66.3％となっております。

５款労務費ですが、予算現額174万9,000円に対しまして、支出済額174万7,716円となっており、執行率が99.9％となっております。

６款農林水産業費ですが、予算現額３億7,639万円に対しまして、支出済額２億6,279万6,012円となっており、漁村再生交付金事業外１件の繰越事業がありまして、執行率が69.8％となっております。

７款商工費ですが、予算現額9,935万9,000円に対しまして、支出済額5,392万2,796円となっており、大保ダム浮き桟橋設置事業外４件の繰越事業がありまして、執行率が54.3％となっております。

８款土木費ですが、予算現額３億1,234万6,000円に対しまして、支出済額２億7,660万4,552円となっており、地方道路整備の繰越事業がありまして、執行率が88.6％となっております。

決算書の５ページをお開きください。

９款消防費、予算現額１億4,505万9,000円に対しまして、支出済額１億4,200万4,676円となっており、執行率が97.9％となっております。

10款教育費ですが、予算現額13億157万円に対しまして、支出済額12億9,219万2,740円となっており、執行率が99.3％となっております。

11款災害復旧費、予算現額４億2,713万5,000円に対しまして、支出済額２億65万3,244円となっており、土木、農林ともに災害事業の繰越事業がありまして、執行率が47％となっております。

12款公債費、予算現額２億6,636万2,000円に対しまして、支出済額２億6,578万9,912円となっており、執行率が99.8％となっております。

13款諸支出金ですが、予算現額１億6,632万9,000円に対しまして、支出済額１億6,632万4,000円となっており、執行率が100％となっております。

歳出予算現額の総額49億7,413万6,000円に対しまして、支出済額の総額41億3,611万4,498円となり、全体の執行率は83.2％となっております。なお、６億871万9,000円は翌年度繰越額となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、委員会にて担当課長より説明いたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第２号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第16　認定第２号　平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　認定第２号　平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

内容については、担当課長から説明いたします。

○　**議長（平良嗣男）**　住民福祉課長。

（宮平和美住民福祉課長　登壇）

○　**住民福祉課長（宮平和美）**　認定第２号　平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

決算書19ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額６億8,756万6,821円、歳出総額６億1,064万7,251円、歳入歳出差引額7,691万9,570円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書１ページにお戻りください。歳入の主な概要を御説明いたします。

１款国民健康保険税ですが、調定額8,357万3,223円に対しまして、収入済額6,484万7,807円となり、収納率77.6％で、収入全体に占める割合は9.4％となっております。なお、226万6,365円を不納欠損としております。

４款国庫支出金ですが、調定額２億1,689万2,263円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は32.0％となっております。

５款療養給付費交付金ですが、調定額2,620万2,827円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は3.8％となっております。

６款前期高齢者交付金ですが、調定額7,235万3,910円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は10.5％となっております。

７款県支出金ですが、調定額4,360万7,873円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は6.3％となっております。

９款共同事業交付金ですが、調定額１億661万6,988円に対しまして、収入額も同額となり、収入全体に占める割合は15.5％となっております。

11款繰入金ですが、調定額6,700万3,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は9.7％となっております。

続きまして、決算書３ページをお開きください。歳出の概要を御説明いたします。

１款総務費ですが、予算現額574万8,000円に対しまして、支出済額500万7,484円となり、執行率は87.1％となっております。

２款保険給付費ですが、予算現額３億9,192万8,000円に対しまして、支出済額３億7,347万1,632円となり、執行率は95.3％となっております。

３款後期高齢者支援金等ですが、予算現額6,488万6,000円に対しまして、支出済額6,488万2,152円となっております。

６款介護納付金ですが、予算現額3,831万8,000円に対しまして、支出済額3,831万7,040円となってお

ります。

７款共同事業拠出金ですが、予算現額１億15万5,000円に対しまして、支出済額9,913万5,133円となっております。執行率は99％となっております。

決算書４ページをお開きください。

歳出予算現額の総額６億6,069万9,000円に対しまして、支出済額の総額６億1,064万7,251円となり、全体の執行率は92.4％となっております。

詳細につきましては、委員会で説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第３号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第17　認定第３号　平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　認定第３号　平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

内容については、担当課長から説明いたします。

○　議長（平良嗣男）　財務課長。

（知念和史財務課長　登壇）

○　財務課長（知念和史）　認定第３号　平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書の７ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額１億6,030万3,461円、歳出総額１億5,456万1,680円、実質収支額は574万1,781円となっております。

決算書の１ページにお戻りください。歳入の概要を説明いたします。

１款使用料及び手数料ですが、調定額7,595万8,754円に対しまして、収入済額7,494万4,021円となり、収納率で、対前年度0.4％増の98.7％となっております。なお、収入全体に占める割合は46.7％となっております。

３款繰入金ですが、調定額7,275万9,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は45.4％となっております。

４款繰越金ですが、調定額697万8,557円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は4.4％となっております。

５款諸収入ですが、調定額２万1,883円に対しまして、収入済額も同額となっております。

６款村債ですが、調定額560万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は

3.5％となっております。

歳入調定総額１億6,131万8,194円に対しまして、収入済額１億6,030万3,461円となり、収納率で99.4％となっております。

決算書の２ページをお開きください。歳出の概要を説明いたします。

１款簡易水道総務費ですが、予算現額7,760万7,000円に対しまして、支出済額7,536万4,168円となり、執行率は97.1％となっております。

２款簡易水道事業費ですが、予算現額564万4,000円に対しまして、支出済額563万4,360円となり、執行率は99.8％となっております。

３款公債費ですが、予算現額7,358万円に対しまして、支出済額7,356万3,152円となり、執行率はほぼ100％となっております。

歳出予算現額の総額１億5,747万1,000円に対しまして、支出済額の総額１億5,456万1,680円となり、全体の執行率は98.2％となっております。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第４号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第18　認定第４号　平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　認定第４号　平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

内容については、担当課長から説明いたします。

○　議長（平良嗣男）　財務課長。

（知念和史財務課長　登壇）

○　財務課長（知念和史）　認定第４号　平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書７ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額1,784万7,595円、歳出総額1,654万1,749円、歳入歳出差引額130万5,846円となり、実質収支額も同額となっております。

決算書の１ページをお願いいたします。歳入の概要を説明いたします。

１款使用料及び手数料ですが、調定額267万5,135円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は15％となっております。

３款繰入金ですが、調定額1,235万9,000円に対して、収入済額も同額となっており、収入全体に占め

る割合は69.3％となっております。

４款繰越金ですが、調定額280万8,771円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は15.7％となっております。

５款諸収入ですが、調定額4,689円に対しまして、収入済額も同額となっております。

歳入調定総額1,784万7,595円に対しまして、収入済額も同額となっており、収納率100％となっております。

決算書２ページをお開きください。歳出の概要を説明いたします。

１款公共下水道事業総務費ですが、予算現額943万3,000円に対しまして、支出済額886万6,915円となり、執行率は94％となっております。

３款公債費ですが、予算現額767万6,000円に対しまして、支出済額767万4,834円となっております。

歳出予算現額の総額1,781万7,000円に対しまして、支出済額の総額1,654万1,749円となり、執行率92.8％となっております。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明を行いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午前１１時０９分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１６分）

◎認定第５号の上程、説明

○　**議長（平良嗣男）**　日程第19　認定第５号　平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　認定第５号　平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

以上、内容については、担当課長から説明をさせます。

○　**議長（平良嗣男）**　住民福祉課長。

（宮平和美住民福祉課長　登壇）

○　**住民福祉課長（宮平和美）**　認定第５号　平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

決算書７ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,485万4,684円、歳出総額3,447万9,459円、歳入歳出差引額37万5,225円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書１ページにお戻りください。歳入の概要を御説明いたします。

１款後期高齢者医療保険料ですが、調定額1,719万5,331円に対しまして、収入済額1,717万3,461円となり、収入全体に占める割合は49.3％となっております。

４款繰入金ですが、調定額1,728万5,231円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書２ページをお開きください。歳出の概要を御説明いたします。

２款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,426万円に対しまして、支出済額3,425万8,607円となっております。

歳出予算現額の総額3,473万円に対しまして、支出済額の総額3,447万9,459円となり、全体の執行率は99.3％となっております。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第６号の上程、説明

○　議長（平良嗣男）　日程第20　認定第６号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　認定第６号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

内容については、担当課長から説明いたします。

○　議長（平良嗣男）　企画観光課長。

（山城　均企画観光課長　登壇）

○　企画観光課長（山城　均）　認定第６号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について、内容を御説明いたします。

決算報告書１ページをお開きください。

収益的収入ですが、予算総額504万1,000円に対し、決算額が503万6,287円で、収入率99.9％となっております。

収益的支出につきましては、予算額361万4,000円に対し、決算額268万4,434円で、不用額は92万9,566円となり、執行率74.3％となっております。

主な理由としましては、１項営業費用の動力費及び保守管理委託料に不用額が生じております。

２ページの資本的収入及び支出につきましては、予算額5,000円に対し、全科目が費目存置となって

おり、決算額ゼロ円となっております。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第４号の上程、報告

○　**議長（平良嗣男）**　日程第21　報告第４号　平成26年度沖縄県町村土地開発公社決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　報告第４号　平成26年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の３第２項の規定により、平成26年度沖縄県町村土地開発公社決算を別紙のとおり報告する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

○　**議長（平良嗣男）**　これで報告を終わります。

◎報告第５号の上程、報告

○　**議長（平良嗣男）**　日程第22　報告第５号　平成26年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　報告第５号　平成26年度決算に基づく健全化判断比率について

平成26年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり４つの指標はいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

以下は省略させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで報告を終わります。

◎報告第６号の上程、報告

○　**議長（平良嗣男）**　日程第23　報告第６号　平成26年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　報告第６号　平成26年度決算に基づく資金不足比率について

平成26年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）

第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

以下、省略させていただきたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　これで報告を終わります。

◎報告第７号の上程、報告

○　**議長（平良嗣男）**　日程第24　報告第７号　大宜味村子ども・子育て支援事業計画策定についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　報告第７号　大宜味村子ども・子育て支援事業計画策定について

大宜味村子ども・子育て支援事業計画策定について、別紙のとおり報告する。

平成27年９月４日提出

大宜味村長　宮城功光

よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで報告を終わります。

◎認定第１号の訂正

○　**議長（平良嗣男）**　先ほどの認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についての訂正の申し出があります。これを許します。

財務課長。

（知念和史財務課長　登壇）

○　**財務課長（知念和史）**　先ほど内容説明をいたしました認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についての２ページ、19款諸収入の中で、収納率を「対前年度2.7％減の39.9％」と申し上げましたが、「対前年度2.7％増の39.9％」に改めたいと思います。申しわけございません。

◎散会の宣告

○　**議長（平良嗣男）**　以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前１１時２８分）

平成２７年第５回大宜味村議会定例会会議録

（第２号）平成27年９月７日

１．開議、散会の日時

開　　議（平成27年９月７日　午前10時00分）

散　　会（平成27年９月７日　午後３時27分）

２．出席議員（10名）

１番議員	大城佐一	６番議員	前田　孝
２番議員	新城一智	７番議員	安里重和
３番議員	仲井間宗利	８番議員	吉濱　覺
４番議員	金城　勇	９番議員	東　武久
５番議員	宮城辰徳	10番議員	平良嗣男

３．欠席議員（０名）

な　　し

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	宮城功光	会計課長	島袋経子
総務課長兼村史編纂室長	神里富松	教育長	友寄景善
財務課長	知念和史	教育課長	新城　寛
住民福祉課長	宮平和美	選挙管理委員会書記長	神里富松
企画観光課長	山城　均	監査事務局長	宮城　豊
産業振興課長兼農業委員会局長	大城　武		

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	宮城　豊	主事	松川雄太

６．議事日程（第２号）

日程番号	事件番号	件　　名	摘　要
1		一般質問	

◎開議の宣告

○　議長（平良嗣男）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎一般質問

○　議長（平良嗣男）　日程第１　一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

◇　前　田　　孝　議員

○　議長（平良嗣男）　水源地域振興のための新たな財源確保について、前田　孝議員。

６番　前田　孝議員。

○　６番（前田　孝）　それでは、水源地域振興のための新たな財源確保についてお伺いをいたします。

水源地域の振興対策を目的に、昭和54年３月29日に「財団法人沖縄県水源基金」が設立され、水源地域の市町村で多くの事業が実施されてきましたが、平成24年度をもって同基金が廃止をされております。未来永劫にわたる水資源の恩恵は、受水市町村と水源地域が等しく享受していく必要があり、これからの地域振興のための永続的な振興策が図られることは不可欠であります。

まず最初に１点目、大保ダムと村内河川からの取水量とそれぞれの取水量に立米当たり10円で換算した場合の金額について。概算でも結構でございますのでお伺いをいたします。

○　議長（平良嗣男）　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　１点目の質問にお答えいたします。

公表されています最新の平成25年度取水量の記録により、年間取水量は大保ダム、平南川、外掘田川、田嘉里川、４路線において2,368万5,300立米となります。立米当たり10円を計算に入れますと、合計で２億3,685万3,000円となります。以上です。

○　議長（平良嗣男）　６番　前田　孝議員。

○　６番（前田　孝）　金額的には２億3,600万円程度だという答弁でありますけれども、これが一般財源として入ったらすごい金になるんじゃないかと大変期待をするわけなんですが、そこで２点目の、これは平成18年４月１日に北部において水を供給している６市町村が協議会を持ちまして、「沖縄本島北部地域ダム所在市町村連絡協議会」を発足しているんです。その中で、この６市町村の担当課長などが幹事会として調査研究をなされて、そして総会へ諮られてこの協議会が発足したという過去の経緯がございます。そして、その場合の経過としては、従来からありました税方式、水源税ということでありましたけれども、これもちょっと実現が難しいようなお話でございました。それから県企業局の予算確保についても今のところ検討事項だと、そして沖縄県水源基金の継続ということについても、これは先ほど申し上げましたように平成24年度で水源基金は廃止になっているわけなんですが、この６市町村での協議会が現状はどのような状態になっているのか。その活動の状況についてお聞かせを願いたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　お答えいたします。

沖縄本島北部地域ダム所在市町村連絡協議会の現状につきましては、本協議会は北部地域のダム所在市町村間の情報交換を推進するとともに、財源確保を図ることにより、多目的ダム所在市町村の振興に寄与することを目的に、平成18年４月１日発足しております。協議会といたしましては、新たな水源地域の振興資金の創設としまして、沖縄県企業局からの予算確保、水源地域振興交付金の創設、沖縄県における水源環境税の導入を柱に協議会を開催し、平成24年度には受水市町村の理解を得るため、沖縄県水源基金に変わる新たな制度の意見交換会を２回開催してきました。しかし、平成25年１月31日の協議会幹事会を最後に、協議会としての活動が滞っている状況であります。

○　**議長（平良嗣男）**　６番　前田　孝議員。

○　**６番（前田　孝）**　村長から答弁がありましたように、この協議会は開店休業といいますか、そういう状態だということは私も認識をしているんです。それでそれぞれの案が示されたんですが、それについても現行制度では大変難しいだろうというように考えています。そこで平成19年度に大宜味、東、国頭の３村から新たに制度として水源地域振興交付金の創設という案が提出されているんです。それもやっぱりこの協議会、この協議会が今活動停止状態でございますので、まずは北部三村の中で水源地域振興のための協議会の設立をしていただいて、その中でダム所在の北部三村ですから、ほかのところは供給もすれば受水もする地域含まれておりまして、その３村での協議会の設立について御検討いただくということは大事じゃないかなと思うんです。それでそうしてやって、これ一般財源化になりますと、大保ダム用地の売却益の問題で大宜味村地域振興助成交付金規程というのがつくられて、各字の配分率もやってきたわけですが、またこの規程はまだ残っていますよね、例規集。ですからそういう新たな財源としてやった場合に、その規程をもじってまたきれいにやっていくと、各字の配分率もできていくんじゃないかと思うんです。これは時間は恐らくかかるだろうと思いますけれども、ひとつ北部三村による水源地域振興のための協議会の設立については、長としてはどうお考えなのか。我々議会としても一緒になって取り組んでいきたいと思っているんです。ひとつその件について、村長の見解をお伺いして質問を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　先ほどの北部地域ダム所在市町村連絡協議会は、現在、名護市が幹事を預かっておりまして、名護市にとっては非常に複雑なもので、受給市にもなっておりまして、なかなか動きが鈍いということで、去る８月14日、３村の村長を初め、関係課長等が国頭村に集まって、その件について対策をどうしようかということで話し合いをしております。水源地域に対する新たな助成措置については意見交換会を開催し、早急に沖縄本島北部地域ダム所在市町村連絡協議会の再開のため、３村から積極的に要請していくことを確認しているところであります。その幹事役についても、やはり３村で引き取って、国頭村を中心にこの協議会を進めていこうという確認はとっております。それに対して県の企画部との連絡協議会も２回ほど台風で、この件についての懇談会でしたけれども、台風で２回流れておりまして、次期開催はいつかはっきりしていないような状態で、できるだけ早く連絡協議会も持って、県の意向、あるいは企業局の意向をしっかりと聞いて進めてまいりたい。３村として、一体となってこれからやっていくということの確認は８月14日にとっているところでありますので、積極的に推進していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで前田　孝議員の質問を終わります。

◇　大　城　佐　一　議員

○　**議長（平良嗣男）**　次に統合大宜味小学校について、大城佐一議員。

１番　大城佐一議員。

○　**１番（大城佐一）**　一般質問を行いたいと思います。統合大宜味小学校について。

大宜味村内の４小学校は、開校100年以上を誇る伝統ある小学校であり、各小学校ともコミュニティーを大切に地域住民と携わってきました。新生大宜味小学校ではどのような地域コミュニティーを形成していくのか不安である。これまでの質問でもさまざまな課題についても具体的な答弁もなく、開校半年前になってもまだ検討部会、専門部会に委ねている状況に、平成28年４月開校に向けて疑問を抱くものです。

これまでの質問なども踏まえて、下記についてお伺いしたいと思います。

まず１番目に、これは避難道と避難時間についてでありますが、避難道についてはどういう計画で、どういう状況までこの計画は進んでいるのか。避難時間についても、これまで再三質問してきたんですが、もう一度具体的に避難時間についての御説明をお願いしたいと思います。

２番目に、図書館の一般住民との供用についてですが、これもこれまでに質問した中で、一般住民との共用については、図書館について、教室に入れないような柵をするということでありましたが、どういうふうな取り組みになっているのか。

３番目に、子供たち及び地域住民の送迎について。子供たちのものについては、これまで何遍も答弁をしてきている中でありますが、もう具体的にはっきりしているのか。地域住民の送迎ということで入れたんですが、これはなぜ入れたかと言うと、これまでの説明の中で、上でも述べたように、地域のコミュニティーを大切にするということで、統合してもこの地域のお年寄り、老人たちをどういうふうに取り扱いをするかということで、説明会の中でこの方たちの送迎をやりますと答弁していますので、これはどうなっているのか。

あと４番目に、各小学校の特色ある行事などはどうなるのか。各４小学校とも地域に根差した、地域の特色ある趣旨を凝らした学校行事に取り組んでいますので、これが統合したらどうなっていくのか。

あと５番目に、閉校式等についてということでありますが、いろいろとこの閉校式も、クエスチョンマークがつくようなことがいっぱいありますので、これはどういうふうに取り決めされたのか。どういうところで決めたのか。その辺、具体的にお願いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　教育長。

（友寄景善教育長　登壇）

○　**教育長（友寄景善）**　お答えします。

まず１点目の避難道と避難時間についてですが、避難道については、現在、総務課のほうで事業計画を進めており、国道から山手側に地盤高約36メートルと41メートル地点に２本の避難道を計画しています。避難時間については、学校敷地の最長距離地点から、沖縄県津波避難計画策定指針の歩行速度を参考に、最長距離の２地点からの時間を算出し、沖縄県津波被害想定調査で出されている津波到達時間36分の想定時間と比較し、歩行速度目安表の身障者等で算定したところ21分と19分。群集歩行で算定したところ12分と11分。両路線とも36分以内となっております。

次に２点目の図書館の一般住民との共用についてでありますが、図書館については学校図書館ということを踏まえ、学校開放事業の中での一般住民による図書館利用を検討しております。図書館開放は、環境が整い次第、開放となる考えです。

それから３点目の子供たち及び地域住民の送迎についてですが、児童生徒の送迎については、これまで専門部会で検討を行ってきております。バス４台の運航予定で５ルートを検討しております。またスクールバス２台の購入を行い、４月運行に向け検討を重ねているところです。地域住民の送迎について。各種行事等における地域住民の協力は、これまでの各学校においても大切なところでした。今後においても、地域を大切にしていきたいと考えています。そこで可能な限り、地域住民を学校行事等に参加していただくために、学校側と連携を図り、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

４点目の各小学校の特色ある行事等はどうなるかということですが、統合される大宜味小学校においても、これまでどおり地域との連携を密にした特色ある学校づくりを推進し、本村ならではの地域教育資源を生かした教育活動をさらに積極的に取り入れた教育課程を編成してまいりたいと思います。野鳥観察や蝶の観察など、これまで実践してきた教育活動についても教育課程の範囲内で実践できる方法を工夫し、学習活動として実践する方法が考えられます。

それから最後の閉校式等についてですが、閉校式については、各学校とも現在、実行委員会を立ち上げ、閉校に向けての話し合いを進めているところです。閉校式典については、村と連携を図りながら今後取り組んでまいりたいと思います。以上です。

（発言する者あり）

○　教育長（友寄景善）　閉校式の取り組みについては、校長会等を通して話を進めている最中でもございます。

○　議長（平良嗣男）　１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　避難道と避難時間について御説明があったんですが、この避難道ですね、まだこれは計画の段階、今はちょっと総務で進められているということなんですが、これは教育委員会として、どういった避難道、これは階段式なのか、スロープでやっていくのか。あとスロープで、この幅はどれぐらいなのか。その辺、大体決まっているのであればお願いしたいと思います。

そしてこの時間ですけれどもね、一番問題なのはこの時間、本当にいろんな県のものから算出してということであるが、21分、これは本当に大変な、疑問な時間なんです、21分というのは。これは足の悪い方の時間と言っていますね。あと正常の方の12分から11分、これは本当に可能なのか。12分から11分で。これは500何メートルでしたか、中央部から。それでこの時間の問題。ただ、これはデスクワークでこうだから、こういう資料があるからこれに基づいて導き出した時間がこうなっていると思うんです。これは例えば地震、津波が来た場合に、この避難誘導は誰がするのか。すぐに確認もしなくて避難をするわけですか。子供たちの人数確認もしないですぐ避難する。これは例えば休み時間の場合は、子供たちがどこで遊んでいるかもわからない。ちゃんと集めて確認するまでもこれ10分以上はかかると思うんです。どう思いますか、教育長。これは休み時間に起きた場合は、子供たちあっちこっちで遊んでいるから、各クラスの担任が子供たちの人数確認をして避難すると思うんですけれども、そういったことも計算を入れて時間をちゃんと出されているのか。これは20分というのも、大変不安な住民もいっぱい出ています。本当にこれでできるのか、この時間で避難ができるのかということ、この１点ですね。本当に、こういう避難の誘導の仕方、この時間についてはどうなっているのか。実際に地震が、これは震度

６以上起こった場合に、すぐ行動できるのか、その辺の御検討をお願いしたいと思います。

あと図書館の一般住民との共用ですね。これも積極的に、やっぱり村内の村立図書館は必要であります。必要ではあります。しかし、図書館に一般住民を入れるということは、これはセキュリティーに関して誰が管理するのか。間違いなく村民だけが入ってくればいいわけです。全く知らない人が入ってくるかもわからないし、こういったセキュリティーの問題。だから私の考え方は、この図書館は、学校内は関係者以外一切立ち入り禁止してもらいたい。この図書館というのは、今４小学校空くわけですから、統合したら。どこかの１校の図書館を利用すれば村立図書館もできるわけなので、体育館はいたし方ないとしても、やっぱり村民がいろんな行事をしたり、村の大会とか、いろんな行事があるかもわからないが、教室内とか、教室、図書館とか、こういう場所についてはもう関係者以外は立ち入り禁止にしてもらいたい。前回の図書館の侵入も、ちょっとセキュリティーの問題、相当不安な答弁がありましたので、これは今聞いております。

子供たち、地域住民の送迎については、マイクロバスですか、ちょっと聞き取れなかったんですが、マイクロバス４台ということですか。４台というのは。

（「今はスクールバス４台ですね。それで１台目は」と呼ぶ者あり）

○　１番（大城佐一）　ちょっと私が聞いた限りは４台というのがちょっとはっきり聞き取れなかったものですから、あとスクールバス２台購入ということははっきり聞きました。４台と２台、６台ということなのか。この地域住民の送迎については、これはもう教育委員会がこの地域説明会の中で、じゃあ島の今まで頑張ってきたオジー、オバーたちとのコミュニケーションはどうするかという話の中で、これははっきりと送迎はしますということを言っているわけなんです、教育委員会のほうから「やります」と。お年寄りの行事がある場合はやりますと。迎え、送り、これまで行事、今の教育長の答弁では余りはっきりした答弁じゃなかったので、こういったものも具体的にどうなっているのか。あと小学校の行事などについても、具体的な答弁がなかったんですが、各小学校に前から取り組んでいるいろんなすばらしい、ほかにも行事たくさんあります。そういった取り組みについても、大まかにしか今、教育長も答弁していないもので、各学校にあるものを一つ一つ取り組んでいくのか。大宜味村全体枠で、大宜味村特色ある行事をということで答弁があるんですが、今、実際にやっている本当にすばらしいものがいっぱいありますよね。こういったものも学校の統合の中の教育の中で生かしていくのか、その辺の問題点をもう少し具体的に御説明お願いしたいと思います。

あとこの閉校式についてなんですが、校長会で、運動会は11月１日でしたか、閉校式は２月１日、７日でしたか、というふうに決めてはいるんですが、本当に、今一番の疑問点は、２月に閉校式して、３月に卒業式があると、これは閉校式して卒業式へ持っていくというのはいかがなものかな。みんなが疑問視していますよ、これは。閉校式ということは、閉校ということは、もう学校自体がなくなっているわけなんですね。なくなっているにもかかわらず、卒業式があると。そういった問題はどういう考えのもとに考えを持っていったのか。そしてこの閉校式の持ち方も、いろいろ聞くと相当、これは教育委員会なのかわからないが、校長会からなのかわからないが、簡素化という話も私は聞いているんですが、実際このような進め方を考えているのか。これは前にも述べたように、塩屋小学校で111年、大宜味小学校だともう130年以上なっていると思うんですね。喜如嘉、津波も100年以上、こんな歴史ある学校をたった二、三時間の閉校式で終わろうとする、この考えに納得いかないです。これは閉校式じゃなくて、お別れ会にしたらどうですか。閉校式は卒業式終わってからきちんと、子供たちもこの学校から卒業さ

せて、じゃあこの学校は閉じますというのが私は基本じゃないかなと思うんですけれども。それについてお伺いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　教育長。

○　**教育長（友寄景善）**　避難時間についてですが、これはあくまでも、先ほど説明しましたとおり、沖縄県津波避難計画策定指針に基づいて示しております。この避難計画につきましては、新設校は、新しい学校長のもとで教育課程、教育方針を示して、その中で避難訓練等を行ってまいりたいと思っております。

それから図書館についてですが、これは学校建設の当初から住民に説明してきましたように、一般住民にも図書館を開放して利用してもらいたいということで、そのようなセキュリティー対策もしておりますので、従来どおり一般住民にも開放していきたいと考えておりますが、先ほど話された提案については検討させていただきたいと思います。

それからバスの件ですが、これは全部で４台です。２台を新規に購入して、２台は今あるバスを利用するということでございます。

学校行事等についても、これは実は、学校行事について、今の段階で教育委員会のほうからどうしなさいということは言いづらいというか、言える立場ではなくて、今議会で学校設置の一部を改正する条例を提案させてもらっております。それが通りますと、11月１日から校長、教頭、事務職が事務室に配置される予定でありますので、配置されましたら学校開校に向けて本格的に動きますので、新しい校長のもとで教育課程を編成して、いろいろな問題に対応していくということになります。

それから閉校式の式典等についても、これも先ほど申しましたように、校長、教頭会等で話をした中で、各学校独自の取り組みをしておりまして、学校からのいろいろ要望がありまして、それを受けてまた教育委員会として予算措置等に向けて、今対応をしているところでございますが、時期が１月と２月にあるということですが、これも３月31日にやるとどうしても不都合があると、対応できないと。早目に対応して、あくまでも閉校式典ということで、いろいろ各学校で取り組んでおりますので、時期的にはこの時期が適切であるという判断でやっております。学校を閉めるときには、最後は、それでまた各学校での独自の取り組みになろうかと思います。以上です。

（「避難の誘導の仕方はどういうふうになるのか答弁願います」と呼ぶ者あり）

○　**教育長（友寄景善）**　避難誘導につきましても、これは先ほど申し上げましたように新しい学校長のもとで避難計画、マニュアルはつくりますので、それに基づいて避難誘導等は行うことになっております。現時点で誰がどうということは、具体的な状況はできませんので、新しい校長、新しい先生のもとで避難計画をつくって、実施してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○　**議長（平良嗣男）**　１番　大城佐一議員。

○　**１番（大城佐一）**　今、避難の誘導の問題について、これは新しい学校長のもとでと答弁があるんですが、教育長、６月でしたか、６月の答弁で、この避難計画については、より高度な精度のものをつくって早目にやりますということで答弁しているわけなんです、教育長が。きょうの答弁だと、新しい小学校の校長が決めてからやるという答弁なんですが、じゃあ前の答弁はどういうことなんですか。はっきり答弁しているんです、精度の高いマニュアルをつくって、これに基づいて避難訓練をさせていきますと言っているわけなんです、ちゃんと。そこを自分が答弁したものについて責任を持ってやってください。

あともう一度、図書館の件に関しては、村民との約束かもわからないんですけれども、もう一度考え直して、ぜひ学校敷地内には関係者以外立ち入り禁止の考えのもとで実施してもらいたい。

閉校式について、これは３月だといろいろ都合があるというんですが、この都合は教育委員会の問題でしょう。別に子供たちの問題ではないわけでしょう、地域住民のものでも。あなたたちの都合でしょう、これは。どういった都合があってできないのか。こういった説明もしない。ただ都合がいいから２月にやりますと。それでは納得しないんじゃないですか、これ。こんな大きな予算を使って統合しているわけなんですから、これに見合わなくてもやってくださいよ。これはどのぐらいの予算が使われているか、この統合に向けて。平成26年度の決算予算で見ると、全体予算の構成比率が31.2%。前年度の平成25年度は5.9%なんです、当時。平成27年度が、今年度予算が42.5%、もう突出しているわけです。これは起債も14億円ぐらい出しているわけなんだから、こんな借金してまでも統合しているわけなんですから、ちゃんと住民が納得するような説明もして、納得いくような額を教育ができる。教育長も実際言っているじゃないですか、環境づくり何とか何とか。言っている割には、やっていることが違っていると思います。その辺についても自分の言ったことについてはこうやりますと。また教育長も、まだきょうの話でも検討部会とか何とか言っているんですが、本当にこれが間に合うのか。あと半年しかないですよ、半年。住民説明会も早目にまとめて、早く住民に説明するという答弁もしております。いまだかつて住民説明会の開催もありません。これまで６月にやった教育懇談会は、住民説明会とは私は思っておりませんのでね。もう少ししっかり、最初統合する前の住民説明会、各17カ字回って、膝を交えて話して、こういうことが決まりました。もう一度やってほしい、この説明を。こういうふうに決まりましたので、しっかりと説明やっていただけたらと思います。

いろいろ、たくさんあるんですが、教育長も今月で最後ということでありますが、いろいろと苦労、問題の中でも、疑問点、私が一番に思うのは、これは北側の用地から中央部に計画見直しをしたことが、いまだかつて信用しておりません。この成り行きは。この辺の書類を見ると、前村長も、教育長も、何名かの課長もこういった図面は見ておりませんと言いながら図面は提出されているし、そして平成25年１月17日に出されているんですが、これみんなが庁議でも話し合われておれば、この平成25年１月29日に、結の浜の公園整備事業計画の、あれが１月29日、最終案決定されたわけです。これ庁議で何度も、あんなきれいな図面もできておれば、なんで最終検討委員会で話のハも出なかったのか、中央部への移転。これが一番の問題、これが一番の疑問点。

あと今まで教育長も統合に向けては複式だと成績が何とか何とか言っていたんですが、もうこれは前回、前々回から１つとも答弁の中に織り込んでこない。もう見てのとおり、あれは先月の８月26日でしたか、沖縄県の学力テストが24位から20位に上がっていると。大宜味村も恐らく上がっていると思うんですね。大宜味村も全国平均より上回っているということだから、そういったものに関しても皆さんが説明したものとみんな覆されているわけです。この成績についてもどう思っているのか、その辺わかれば答弁お願いしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　教育長。

○　教育長（友寄景善）　避難について精度を高めたいということですが、これは総務課のほうでルートもやっておりますので、構造も階段なのか、スロープなのかというのはちょっと把握しておりませんが、はっきりすればまたそれに応じた避難路はできると思いますので、今、教育課程、編成が完了しましたら示すことはできると思います。

図書館の利用については意見として参考にさせていただきたいと思います。

閉校式の日時については、これもまた村、校長会等で話をして、その時期がいいという判断のもとで各学校その時期に取り組んでいるところです。

いろいろ統合に向けての説明についても、地域教育懇談会でも説明しましたが、それが全てではありません。今後またいろいろ教育委員会、あるいは学校で決定したことがありますので、それについてはまた随時、適宜説明していきたいと思います。

用地の件については、教育委員会が村当局へ要望して今の敷地に決定してもらったということです。

それから複式学級の成績の件、学力テストが全国よりも上位ということですが、これはもちろん沖縄県が非常に精力的に取り組んでいることと、それで児童生徒の頑張りはもちろんですが、現場の先生方が非常に苦労して、難儀をして、一所懸命補習授業等に取り組んだ結果でもありますし、また地域、家庭、一体となって、さまざまな運動、活動を展開して子供たちの生活規律の徹底を図って、総合的な結果が全国上位に至った結果だと思って、大変喜んでおります。そういう意味で、先生方、地域の頑張りに大変感謝をしているところでございます。以上です。

○　議長（平良嗣男）　大城佐一議員の質問は既に３回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　ありがとうございます。

この避難路については、これは議会でも経済建設常任委員会及び総務常任委員会合同で、７月29日に中城村に一番沖縄で先進地ということで、災害時の緊急避難の整備についてということで所管事務調査に行ったわけなんですが、そこの中でこの避難についても、きょうの答弁では41メートル付近と言っていましたが、そこに誘導すると。じゃあ、誘導した後のことは計画があるのかないのかも、何の答弁もありません。そこで中城村の例を言いますと、避難した避難道の上に自治会の土地、そこと協定書を結んでいる。あと１カ所は、すぐ近くにゴルフ場があって、そこのゴルフ場とも避難した場合、協定書を結んで、やられているわけですね。今の大宜味村の教育長の答弁を見ると、こういったことまでは全く述べられていないものだから、じゃあ、この41メートル付近に避難したら、雨降っている、真冬の寒い日だったら、前にも言ったんですけれども、そこでどうするのこれは、そのままね。そういったこともあるし、ちょうどタイミングよく、このダンプ道路の上にはみのりという、有機会社がありますし、そこはまたトタンで雨よけもできるし、場合によっては風よけもできる可能性もあるわけなんです。そういった適当な場所があるんですけれども、そことはこういう考えを持っていたのか。また今からこういう考えを締結する計画はあるのか、その辺を聞いて終わりたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　教育長。

○　教育長（友寄景善）　避難した後のことですが、もちろんいろいろな雨、風等を想定されますが、避難した後の適切な処理方法についても話し合いはされておりますが、具体的に協定とか、そういう段階ではありません。総務で計画しています事業の中に、ちょうど広場があって、そこでも利用できるかという思いはしております。いずれにしても、子供たち、児童生徒を誘導するのみならず、その後の対応が非常にまた大事なことですので、これはまた意見を聞きながら計画を進めていきたいと思います。御理解のほどをよろしくお願いします。

○　議長（平良嗣男）　これで統合大宜味小学校についての質問を終わります。

次に人材育成基金の運用について、大城佐一議員。

１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　人材育成についても、再度質問していきたいと思います。

人材育成基金の運用について。

大宜味村人材育成事業助成金交付要綱第11条では、助成の交付を受けようとする者は、その事業の１カ月前までに申請するものとするとありますが、教育長が研修に出発したのが平成24年４月９日、申請書を提出したのが４月２日であり、明らかな助成金交付要綱違反であり、４月４日に支出された30万円は不正支出である。

交付要綱別表（９条関係）においても、第９条第６号の記載がなく、教育委員会によると平成23年５月23日に追加の話があったとしている。しかし、告示したのが平成26年２月20日であり、平成24年４月４日に支出されたものについては効力がなく、告示後に効力が発生するものです。行政運営については、地方自治法及び条例等に基づいて執行するのが基本と思いますがどう思うか。よって違法な支出は返金すべきである。教育長も今月末で任期切れということでありますが、これは絶対に看過することができません。

また、これまでの運用等についてお伺いしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　教育長。

（友寄景善教育長　登壇）

○　教育長（友寄景善）　お答えします。

おっしゃるとおり、行政運営については地方自治法及び条例等に基づき執行するのが基本であります。今回の30万円の支出につきましては、交付要綱第14条に規定されています、取り消し、返還及び辞退の条項には該当せず、返金の必要はないと考えております。人材育成基金運用については、条例、条項等に基づいて運用させてもらっております。以上です。

○　議長（平良嗣男）　１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　全くでたらめな答弁しますね。明らかにこれは要綱違反なんです。要綱に違反したことについては、明らかな不正の支出である。これは要綱に違反していないという認識なのか。教育長。前回の答弁で、教育長はこれは明らかな要綱違反であると認めているわけなんです。しかし、最後にまた要綱違反は認めているけれども、これは条例要綱に基づいて適正な支出であると。要綱を違反したことが適正な支出なのか。その辺の認識が理解できないんですけれども。明らかに要綱違反は要綱違反で、支出できるわけがないわけです。だからこれは違法な支出であり、返金してください、これは。

それとこういう事例に基づいて、これは塩屋小学校が人材育成基金交付の申請書を教育委員会に５月18日付で出されております。それによる回答が、教育委員会から平成27年７月10日、塩屋小学校会長へ、大宜味村人材育成事業助成金交付の可否について、申請があったものについて、助成の可否、否、できませんと。これは大宜味村人材育成事業審査委員会会長、友寄景善。この方が否ということを下しております。否の理由、習字部の結成が今年度４月からと、活動期間がまだ浅く、大宜味村人材育成事業助成金交付要綱第10条の２の対象者条件を満たしておらず、また塩屋小学校ＰＴＡ内での活動と限定的になっているため。こういう回答をしているわけです。この10条の２、人材育成事業審査委員会が下した否の理由、10条の２。10条の２は団体にあっては設立後２年以上経過し、現に活動を活発に行っている大宜味村内の団体であること。これは塩屋小学校のＰＴＡは２年経過していないのか。どういう考えで

すか。塩屋小学校、これはＰＴＡが出してＰＴＡに回答しているものだから、これは当てはまらないんじゃないですか。当てはまらないですよ。そして、この大宜味村人材育成事業審査委員会会長は教育長ですね。この審査会があるわけなんですが、この前行った、教育長が研修に出された４月４日に、４月２日に申請して、４月４日に支出された、この審査会はいつ行われて、この可否の決定の通知は出したのか。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　教育長。

○　教育長（友寄景善）　私の短期留学の調査費用についてですが、これは４月２日に出しておりますが、この事業は、もう７年、８年と続いておりまして、最初の審査会のほうで県外派遣とか、慣例というんですか、今まで行った事業については特に審査会を開く必要はないというふうなことがありまして、私の調査については、海外短期留学の関連事業、子供たちを派遣する前に現地を調査、視察するという観点から関連事業ということで審査会は開いておりません。審査会を開く場合には、必要があれば開くということで、全く新しい事業、あるいは会長で判断に困るような事例があれば審査会を開いて判断しようということになっておりまして、審査会は開かずに決定しております。

それから塩屋小学校の否の、認めなかった理由については、これは要綱の10条に基づいての結果であります。以上です。

（「学校ＰＴＡは２カ年たっていないのかということで」と呼ぶ者あり）

○　教育長（友寄景善）　ＰＴＡの活動についてはもちろん長年ありますが、この解釈は、この事業が、ＰＴＡで行う事業が４月からスタートしたということで、まだ半年もたっていないということで、確かに団体は以前からあるんですが、この事業のスタートが４月ということで、実績といいますか、現に活発に活動を行っていないということで今回は認めておりません。

○　議長（平良嗣男）　１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　今の答弁を聞くと、人材育成基金の目的そのものが疑問視されますね。設立したものが当てはまらなくなってしまいます、今のような答弁の仕方ではね。じゃあ、この会長は審査会を開かないでいいという、どこの要綱にあるのか。第何条に規定されていますか。そうすると、この10条の２、これは全く当てはまらないと私は思いますのでね。それとこの９条の第５項、文化スポーツの講習会や実演における講師の招聘に関すること。これに適合するんじゃないのか、この小学校が出された申請書。９条の第５項、これに当てはまると思いますよ。もしくは６項、その他の設置目的に沿う事業で、特に会長が認めたもの。これも認めてくださいよ。自分のものは認めたわけでしょう。申査もしないで。ここが大切であって、これは教育長が研修のために、会長が認めるという、これは全く認識の違いで、もう職権乱用にしか思えないですよ、これは。９条の５項の認識、ちゃんと講演会や実演における講師の招聘に関すること。これもちゃんと交付要綱にうたわれているわけだから、習字の先生に講師として招くことは、これは講師の招聘に関することで当たるんじゃないですか、これ。審査会が下した否というのは、10条の２には全く当てはまらないと私は思います。また、塩屋小学校ＰＴＡ内での活動と限定になっている。これはどういう意味なのか。じゃあ、今までほかに出された支出してきたものの中に、ある学校の子供たちに限定されてきているわけなんですね、これも。これも否じゃないの、これも。同じことじゃないですか。それもＰＴＡ内での活動と限定的になっている。ほかもみんなほとんど限定なんですよ、これ各小学校。これはどう思うか。

あと、もう一度、これは繰り返します。平成26年度に２人の方が全国大会の請求をされていないとい

うことでありますが、これは人材育成基金、平成26年度の決算を見ると、原資は２億円、別に700いくらか余っているわけなんです。これは余ったからいいということではないでしょう、これ。大宜味村の子供たちのために使ってくださいということでつくったものであって、一般会計だったら、余ったら余ったで削減して大変よかったねということを言うんですが、人材育成基金というのは、この意味が、村内で頑張っている子供たち、あるいは地域活動している方たちにやってくださいということなんだから、これは教育長に30万円出して使うよりは、私が思うのは、村内の中学校、小学校で頑張っているミニバスケット、ソフトテニス、野球とか、こういったもので頑張っている指導者に年間、靴代かＴシャツ代ぐらいあげたほうがずっと、この人材育成基金の目的の意思に沿うと思うんですよ。これは前にも言ったんですが、こういった指導者、難儀してボランティアで頑張っている、こういう人たちにも難儀手間ぐらい、靴ぐらい買って支給したらどうですか。まずこれは納得いきませんので、私これは返金すべきだと、明らかな要綱違反でありますので、その辺も考えて答弁をお願いしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　教育長。

○　教育長（友寄景善）　返金について、これは事業目的に沿った支出であるということ、そして要綱に照らして返金の必要はないと考えております。

それから会長の職権で運営されているのではないかということですが、これは事務局がありまして、事務局が調査して、調べて、会長に相談してやるわけでありまして、私だけでやっていることではなく、職権乱用ということにはなりません。

それから人材育成基金については、基金の設置目的からして児童生徒が全国大会とか、あらゆる分野で何か事業をする場合には、これは積極的にもちろん援助、支援していきたいというのが趣旨ですので、期限がおくれたからとか、何がないから助成しないということではなくて、できるだけ助成するような方向で取り組んでまいりました。申請時期につきましても一月前ということがあるんですが、一月前に申請するのはなかなか厳しいと。過去に把握しているだけで30件ほどの申請がありましたが、一月前に申請したのが３件で、あとは一月を切っているという状況で、この要綱も７年たちまして、運営で不都合があるところとか、広くまた村民が、村民のために、人材育成のために活用するにはまた要綱の見直し等も必要になるかと思います。そういうことで、ことしの７月１日から要綱の改正をしまして、申請も原則として一月前から７日前までと改正しましたし、限度額も海外短期留学については30万円でありましたが、昨今の社会経済状況で円安で非常に負担が大きくなっておりますので、これも30万円から50万円に変更して運用しておりまして、都合の悪いところは少しずつ訂正をしながら運用しているところでございまして、これがまた完璧ではありません。今後ともいろいろ、おっしゃるとおりにいろいろな面で活用できるような形で要綱も改正しながら、人材育成に寄与するような形で運営させていきたいと思います。以上です。

（「９条の５項関係」と呼ぶ者あり）

○　教育長（友寄景善）　事業の９条５項関係ですが、事業としては、講師の招聘ということには該当いたしますが、ただこの団体がこの要綱に合致していないという判断で、今回は見送られたということでございます。今回のことがありますので、今後いろいろ地域からの要請、要望等が想定されますので、そこはまたいろいろ議論しながら適正な運営ができるように、また要綱等の改正も検討してまいりたいと思います。以上です。

○　議長（平良嗣男）　大城佐一議員の質問は既に３回になりましたが、会議規則第55条のただし書き

の規定によって特に発言を許します。

１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　ありがとうございます。

この９条の５項関係、講師の招聘は値するが、この団体が該当しないと。これは各小学校ＰＴＡから出されたものは全て該当しないということなんですかね、これは。

それと平成26年４月からということで答弁ありましたが、平成27年４月から要綱の改正もやったということですが、平成26年においての２人分のものは、新年度で出すということもあり得るのか。その辺ひとつ答弁をもらって終わりたいと思いますが、いろいろ教育長に関しては、学校の統合問題から、この人材育成基金、統合に関しては15回以上、人材育成基金に関しては６回、７回ぐらいの議論をしてきました。その中ではいろいろ激怒したことも多々ありました。これもひとえに、単なる教育長の友寄景善を、個人を攻撃する言葉じゃなくて、教育長としての考え方、あるいは大宜味村の子供たちの将来のために本当にどういうことができるのかということを、いろんな面で議論してきたわけですが、本当にこの４カ年御苦労さんでありました。今後とも、また大宜味村の教育に関して御協力いただければいいかなと思っております。４カ年、大変御苦労さんでありました。最後の答弁をお願いしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　教育長。

○　教育長（友寄景善）　平成26年度のものについて、１人の方は、多分出発の前日の午後４時ごろでしたか、本人ではなくて、家族の方から電話等でできないかという問い合わせがあって、担当はできるだけ支出したいという思いがあったんですが、もう金融機関が閉まっておりまして、どうしても対応できないということで見送られています。本人も過去に行ったときにも支出されていると思いますので、そこら辺はこの制度があるということは本人も十分知っていると思いますので、母から来たということで、対応どうしてもできないということで見送っております。

それからＰＴＡ全てが該当するか、該当しないとかということですが、これはＰＴＡ活動の内容にもよると思います。

それから最後に佐一議員から、私に対する質問の思いがありました。私も気づかないところをいろいろ質問されて、また質問を受けて業務に生かしてまいりたいという状態で、完璧ではありませんが、期間中、大変お世話になりましたし、教育委員会の職員も答弁づくり大変だったと思いますが、それを受けてまたさらにグレードアップして、いい教育委員会ができるんじゃないかというふうに思っております。ありがとうございました。

○　議長（平良嗣男）　以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○　議長（平良嗣男）　休憩します。

（午前１１時１０分）

○　議長（平良嗣男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２０分）

◇　吉　濱　　覺　議員

○　議長（平良嗣男）　次にシークヮーサーの振興について、吉濱　覺議員。

８番　吉濱　覺議員。

○　８番（吉濱　覺）　シークヮーサーの振興について。

村長は、選挙公約で『村内のシークヮーサー生産量は潜在的に3,000～4,000トンの生産が可能なことから次のような施策を推進します。①村内の全量加工できるように現在の加工施設の増設や新たな加工施設の設置を図ります。②生産、流通、加工等にかかわる人材の育成を図ります。③生産、流通、加工業者、行政間の信頼関係を構築し、集荷の一元化、価格の安定化を図ります。』と、行動する村政！シークヮーサー安定生産等の支援等を掲げて、村民の大きな期待を寄せて就任しています。

村長は６月定例会で、「①村内の全量加工できるように現在の加工施設の増設や新たな加工施設の設置を図ります」との選挙公約に対して、生産量の増加に伴い、加工施設の機能強化が必要と思います。今後、国、県等の補助事業を活用し、施設整備を推進していきたいと考えておりますと。また、「②生産、流通、加工等にかかわる人材の育成を図ります」との選挙公約に対して、人材の確保についてシークヮーサー産地協議会の強化を図るためにも、早急な対策を図りたいと思っていますと。さらに、「③生産、流通、加工業者、行政間の信頼関係を構築し、集荷の一元化、価格の安定化を図りますと、行動する村政！シークヮーサー安定生産等の支援等を掲げて、村民の大きな期待を寄せて就任しています」との選挙公約に対して、現在、私、機会あるごとに各メーカー等へ積極的な売り込みと商品開発をお願いしている状況です。その中でも数件あり、村の指定管理者を受けているケレスへつなげていきます。なお、大宜味村のシークヮーサー振興戦略については、平成23年に示した戦略については、３月議会でもお答えしたように、７月までに見直しを進めたいと考えております。

①、②、③の選挙公約と、平成23年に示した戦略について、７月まで見直しを進めていきたいとの答弁をしていますが、いつ、どのように戦略の見直しをし、公表したか伺います。

また、平成26年度の村内におけるシークヮーサーの①生産量、②出荷量、③出荷残量の実績と、平成27年度の村内におけるシークヮーサーの①生産量、②出荷量、③出荷残量の予想はどうなっているのか。また、シークヮーサー産業に対する将来予想をどう立てているのか、数値目標はどうなっているのか等、資料を提供して説明をあわせてお伺いいたします。

○　議長（平良嗣男）　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　ただいまの質問にお答えする前に、一言だけ申し上げておきたいと思います。

昨年の７月15日以来、本村においては副村長が選任されないまま、この１年を過ぎております。そのことは議会も、村民も御存じと思います。私の政策そのものが副村長がいて初めてできるようなことがたくさんあります。そのことを議員の皆さんの御理解がなければ、なかなかこれを実施することができません。それと進めようと思っても、なかなか前に進まないというのが現実であります。そういう意味では御理解をいただきたいと思います。

まず最初に、お答えいたします。①については、加工施設の機能強化などが必要と思います。今後とも、国、県などの補助事業を活用し、施設整備を引き続き推進していきたいと思っております。６月も同じように、私は、やるとはっきり提言したわけではなくて、そういうふうに考えて、進めてまいりたいと思っているというふうにお答えしているはずです。いつまでやると決定づけた言い方、言い回しはしていないと思います。

②については、今回の補正により、産地協議会の人員確保のために予算を計上して、できるだけ農家

の指導ができるような体制を組むための予算計上をしておりますので、どうぞ議員の皆さんの御理解と御同意をお願いしたいと思っております。

③の機会あるごとに各メーカーや関係者への積極的な売り込みと商品開発のお願いをしている状況です。現在では、かなりの問い合わせがある状況で、村の指定を受けているケレスを初め、村内加工所へつなげています。現在、ケレスからはアサヒビール等に60トンの果樹を酎ハイに活用していただいたり、あるいはどら焼き等の製品にシークヮーサーを活用するという、あらゆる手を使ってお願いをしているところであります。

それから戦略の見直しにつきましては、６月22日産業振興課及びシークヮーサー産地協議会運営委員会により見直しをしております。この公表については、今やっていないところであります。

それから平成26年度の生産量については正確な量が把握できません。出荷量については1,980トンとなっております。出荷残量については生産量同様、正確な量が把握できないという状況は当然議員の皆さんもおわかりだと思います。個人の取り引き等も多々あるという状況でありますので、正確な数字としてはここで申し上げることができません。

それから平成27年度生産量につきましては2,000トンほどを見込んでいます。平成29年度予測としては2,500トンを見込んでいるところであります。どうかよろしくお願いします。

先ほどアサヒビールと言ったところ、失礼しました。キリンビールであります。訂正して、お願いします。

○　議長（平良嗣男）　８番　吉濱　覺議員。

○　８番（吉濱　覺）　村長からありました戦略の見直しは産地協議会で調整して、あと発表するのはいつか、調整、発表するんだという認識を受けております。この件については、またいつごろか、一応予定をお聞きしたいと思います。

それと、今通告書にも出しておりますが、ケレスに集約していきたいというお話をしておりましたけれども、ケレスは実際、去年320トン搾っておりますが、今度は200トンの予定で、パインは500トンを一応検討しているというような話をしております。それで実際、本当に全量出荷できるのか、その辺が今見えてこないところなんですけれども、また前回の一般質問でもありましたけれども、施設の関係で、村長は当初、冷蔵庫、冷凍庫も村で設置したいと。ところが前、６月議会で北部振興連携事業で運天港と本部港に設置していきたいと。そしてこれが今帰仁の運天港には国頭三村、近隣の農産物を保存できるような仕組みにしたいというふうに考えているのかな、これは事業として決定を見ておりますという説明でしたけれども、この件については、先ほど村が立てるものを、それに充てるということをやっているんですけれども、またシークヮーサー加工組合が県の健康産業協議会の部門で、やっぱり冷蔵庫、冷凍庫が必要だということで、通常ある冷蔵庫ではやっぱり借地料とか、経費にかさむと、またシークヮーサーの安定供給ができないので、独自で持ちたいんだということで調整して、県内の関係市町村にシークヮーサー産地共同冷凍冷蔵庫の設置についてという要請をしております。その中で、シークヮーサーキロ当たり、現行月6.5円のものを、これは公設民営方式でやると4.1円に軽減できると。かなり安くなるので、それが農家、業者に対して負担がかからなくて、安定供給につながるんじゃないかなというふうになっております。

そこで村長が言われた北部広域連携事業では、ケレスはそこに預けることになりますか。それとも、今、夢感動ファームはシークヮーサー産地協議会の、加工組合の方々が出しているもの、一番条件のい

い方法で進めているんです。そうしたら、このシークヮーサー産地協議会のメンバーは、県の一括交付金を利用してやっていきたいと。そしてもう１つには、村長が前回話されたものは、北部振興策の北部連携事業でやっていくと。そうした場合に、ケレスの場合は負担は大きくなるというふうに考えられるので、またシークヮーサー、柑橘類専門の冷蔵庫じゃないので、去年同様、冷蔵庫が満配して入れられないとか、いろいろありましたけれども、それは新たにつくるからいいようなもの。経費節減については、やはり県の一括交付金でやろうとしている、この柑橘類だけやろうというところが一番安いんじゃないかなと思われます。それで村の指定管理者であるケレスがどこを利用していくのか。それからまた夢感動ファームは、県の一括交付金を活用して運営できたらいいなと進められています。その辺のことも、やっぱり６月定例会で話された冷蔵庫、冷凍庫の件も、前にシークヮーサー勉強会を立ち上げて尻切れトンボになっていて、こういう情報の交換がきちんとできずに、またケレス自体も先ほど言った県の健康産業協議会に入っていません。だから情報交換ができない、やっとできる場所でやっていたのにもかかわらず、先ほど村長が話された副村長が不在だからできないんだとかということで、実際、産業振興課長が窓口になってやっていたわけだけれども、それが尻切れトンボになって情報が入らないという形になっております。この辺もあわせて、先ほど県の加工組合が冷蔵庫、冷凍庫を設置しようとしている動きを捉えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　村長。

○　村長（宮城功光）　今、議員が質問している中で、何点か間違っているところがあります。正直言いまして、産地協議会、大宜味村内の工場全部入っています。ケレスも入っています。押川シークヮーサーも入っています。この総会でも承認をされております、去る県の総会でですね、これは確認、私も出席しておりますから、そこで挨拶もしておりますからよく確認をしております。それとケレスが200トンの加工だという話がありましたけれども、これは私からすると、ちょっと間違っているんじゃないかなと。ケレスは昨年並みには契約しているので、加工していきますということを言われております。それからパインに触れましたけれども、少しこの工場の運営についても、東村の村長、そして東村の農産加工施設工場長、ケレスの工場長、私と産業振興課長も交えて、近いうちそういう製品の奪い合いをするのではなくて、対応をしっかりとやってほしいということで話し合いを持つ計画もしております。

　それから私が常に言っていることは、やはり大宜味村のブランドづくりをどうするかということをいつも言っていて、これを農協、ＪＡ大宜味支店のほうも真剣に取り組んで、今後、大宜味産としてのブランド化をしていきたいという考えも、その話が今進んでいるようであります。そういうことも含めて、ぜひとも積極的にその辺についても進めていきたいと考えております。以上です。

○　議長（平良嗣男）　８番　吉濱　覺議員。

○　８番（吉濱　覺）　村長が、私勘違いしているんじゃないかなということで、シークヮーサー加工組合というのは、済みませんが、沖縄県シークヮーサー加工事業協同組合のことです。それでケレスは入っていないと、舌足らずで申しわけございません。それで県全体のシークヮーサー加工組合に入っている、恐らく入っていないのは大宜味村にあるケレスが入っていないと認識しております。そこでより効率の高い冷蔵庫、冷凍庫を県の一括交付金で模索しています。一日も早いうちにつくってシークヮーサー安定供給を図っております。それでケレスも先ほど村長が言われたように、前年度並みとかという話をされていたけれども、６月議会でも私話したんですけれども、そういうふうにまだ在庫があるということで、販路の問題とか、また何で、今売れるだけでいいんじゃないかと言わんばかりのことの返答

があって、私は200トンだということを聞いたんですが、先々週のケレスの説明会、オブザーバーで参加させてもらいました。勉強する意味でもさせてくださいと。そこで今期のものは何トンを目標にしているとか、契約の問題についても、契約自体が実際何トンやるとはうたっていません。金額でうたって、今月の２日、３日、４日間でしたかな、それぞれ契約している人などが今年度はどれだけ出荷できるんだということで、そのアンケートでもって申告しなさいということで、それから調整が入るという説明でした。村長が言われているように、去年同様の話はしておりません。どれだけになるか、それを見計らってやるという話をしております。それを理解していただきたいと思います。それと先ほど、どれが有利になるかという話もあったんですけれども、村長が前に話されたように、工場の増設とか、軽減、補助事業を入れるとかという形だったけれども、実際、村の加工施設の搾汁機が、ケレスが約5,000万円投入して買いかえたということもその説明会では話をしています。だからそれは補助事業入っていません。だから全体的に補助事業の見直しで、入った場合については業者も、農家にかかわる軽減ができるわけですから、先ほど県のシークヮーサー加工組合が公設民営とうたっているのは、やっぱり公費でその設備についてはやってもらいたいと。それから運営するのは業者がやっていくんだけれども、その辺は回らないというのか、せっかくシークヮーサー勉強組合、産業振興課長を窓口にして、途中からプツンと切れて、別にあのとき副村長がいたわけでもないし、今もいないんですけれども、その辺は副村長がいないから進まないというのは、私は本末転倒じゃないかなと思っています。

それで実際、私が今話していることが、きちんと情報入っていたのか。まだ大宜味村には県のシークヮーサー加工事業協同組合からシークヮーサー産地共同冷蔵庫冷凍庫の設置についての要請文書はまだ出していないそうです。出す日程を調整しているけれども、なかなか折り合いつかなくて出していないそうですが、ほかの関係している市町村には出しているそうなんですけれども。この件と、北部連携事業でやっていく冷蔵庫の関係について、要するに夢感動ファームはこのシークヮーサー加工組合で一番条件のいいものを模索してやるんですけれども、村のケレスはどこを使ってもらおうと考えているのか、その辺をやっぱり話していただきたい点と、先ほど産地が強くなるように補助金などを出してやると言っているんですけれども、5,000万円も、結局はケレスも自分たちで出した。それから夢感動ファームも前に地域経済循環創生事業の交付金を模索していたんですけれども、これも時期的なものもあったんでしょうね、できなくて。それぞれが施設整備に係る件が軽減されて公設民営となると、やっぱり経営力が増します。そういう意味でも農家の買い取り価格、また販路拡大にも力が入ると思います。その辺のことをどこまでシークヮーサー冷蔵庫冷凍庫の件を掌握してどういうふうにやっていくか、その辺を聞かせてもらいたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　村長。

○　村長（宮城功光）　先ほどシークヮーサー冷凍庫の件については答弁していなかったので大変申しわけないなと思っております。

このシークヮーサー冷凍庫については、北部振興事業で平成28年度、先ほど議員からもあったように、本部漁港のほうと今帰仁運天港のほうに設置をすることは、内閣府の決定を見ております。そういう面では、おとといも今帰仁村長からも話を聞いております。その中で、やはりしっかりと３村、あるいはこの周辺の農産物の保存のための冷凍庫として活用していくんだという話をされておりました。ぜひそういう形で、北部広域全体の北部振興事業ですから、それは行政としてそれにできるだけ活用してもらうような方法をとるというのがやはり行政の立場じゃないかなと思っております。これは北部広域で決

まっていることでありますので、そういうふうな推進を私は進めていきたいと思っております。今お話がありましたように、県の加工業者組合がそういうふうに、どこにつくるかはわからないんですけれども、それを予算化していきたいという考えでありますけれども、それについては恐らく厳しいんじゃないかなと、私の考えとしてはそう思っております。以上です。

○　議長（平良嗣男）　吉濱　覺議員の質問は既に３回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

８番　吉濱　覺議員。

○　８番（吉濱　覺）　ありがとうございます。

村長、これは最後の質問ですので、シークヮーサー振興計画の発表の時期と、それからこの冷蔵庫、冷凍庫の件は厳しいんじゃないかと言われているんですけれども、これは県の一括交付金でやっていこうという動きでやっております。先ほどの地域経済循環創生事業交付金も国から直轄でおりてくる。村が一銭も出すような金ではないです。それを県も含めて調整して取り組んできた、やっぱり沖縄県も大宜味村と同じようにシークヮーサーは主力産業だと認識しているわけですから、県もこれを積極的に進めていきたいと。村長が厳しいと思うという発言はいかがなものかなと思っております。それで今、実際、夢感動ファームが平南に展開しているんですけれども、大宜味村の堆肥工場とか、積極的に彼たちも入りたい思いがあるんですけれども、なかなかそれがかなわなかったと。それでまた事業もそういうふうに、自前でやっているわけですが、この工場の方々が公設民営を打ち出してやっていくことについては、この工場が大分初期投資とか、そういうもので軽減されていきますので、体力がつくと思うんです。そしてそれが農家に波及して、農家も買い取り価格、そして販路拡大で頑張ってもらえれば生産量も上がってくると思います。そういう話をこの勉強会でやっていたんですけれども、全て副村長がいないからということでの理由にされては困ります。それで実際、これがスムーズにいきますと、この夢感動ファームはもちろん柑橘類専用の冷蔵庫を使います。村の加工施設にいるケレスは北部連携事業の冷蔵、冷凍庫を使うわけだから、これは農産物全般の問題ですので、やっぱり専用となるものと違うと思います。不利の条件になるのではないかなと。だから勉強会へ行って、情報をそのときから流しているんですけれども、とまっております。そういう意味でも、やっぱりまだ調整がつくんだったらよりいい条件のもの、そしてまたハラールの件もあります。ハラールの件は、夢感動ファームは認定を受けたそうです。大宜味村で説明したときについては、豚舎が周辺にあればだめだとか、豚ふんがあるとだめだと、そういう話があるけれどもなぜ認定をもらったかというと、認定の厳しいものも、緩やかなものも、ハラールの認定の発する団体によって若干違うという話もありますので、より現実的なものをこのハラールの件もあわせて答弁をお願いします。

○　議長（平良嗣男）　村長。

○　村長（宮城功光）　今、冷蔵庫の件については、企業名をあげて話をされているので、ちょっと気になるところなんですけれども、実際、我々北部振興会として、北部振興事業で運天港に冷凍庫をつくるということを決定している状況の中で、また大宜味にもつくりたいからということで、これを同調するかというと、非常に厳しいところがありますよというのは、私としては、村長としてこれは非常に難しいところだというふうに私は思っております。なぜなら、これは運営非常に厳しくなります。北部振興事業でやるものがうまく運用されないということになれば、せっかく内閣府から予算をいただいて設置した冷凍庫が活用できない。これは県としても相当厳しいものがあるのではないかと私は思っており

ます。

ハラールの件については、これからいろいろと状況も、向こうからこちらのほうに来てもらって、状況を見てこれはやるわけですから、すぐ何ができるということではありません。向こうのほうから認定をする皆さんが、一旦大宜味を訪れて、そういう状況を見たいという話を私は聞いております。そういう中でやっぱりどういう形になるかというのを、まだ十分、確認をしているところではありませんので、そのぐらいで答弁とさせていただきたいと思います。

（「振興戦略」と呼ぶ者あり）

○　**村長（宮城功光）**　シークヮーサー戦略の、広報の時期については、これから協議会でも話し合いをして、ぜひできる限り、早い時期に公表していきたいと思います。こういうふうにちゃんとできておりますので。

（「月ぐらいは言っても」と呼ぶ者あり）

○　**村長（宮城功光）**　月は来年の９月ごろになるか、再来年の９月ごろになるか、ちょっとはっきりしませんので、それについてはお答えするわけにはいかないと思っております。

○　**議長（平良嗣男）**　以上でシークヮーサーの振興についての質問を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午前１１時５４分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時３０分）

○　**議長（平良嗣男）**　次に村有地払下げ地の利用について、吉濱　覺議員。

８番　吉濱　覺議員。

○　**８番（吉濱　覺）**　村有地払下げ地の利用について。

私は、本年度３月定例会及び６月定例会で本懸案を問題視して、一般質問をしていますが、いまだに解決するような明確な返答をいただいていません。住民から繰り返し、農地にメガソーラーの設置事業が推進されているとの複数の情報がありました。７月18日土曜日に現場を確認し、工事中だと農業委員会事務局長に連絡しました。後日、村産業振興課長兼村農業委員会事務局長や沖縄県北部農林水産振興センター農業部門職員に、新たに工事が発覚した農地の所在地は、白浜洗田442－598と442－760で、村財政課の航空写真（平成25年）及び地籍併合図で耕作が確認されるので、現況農地であること等を報告し、農地法による農地転用をするためには、沖縄県知事の許可が必要な事件に該当すると指摘をして対策を求めました。

私が、これまでに指摘した事件①字喜如嘉杣山3135番12、②大保江洲原326－227及び大保江洲原326-228と、今度指摘している事件③白浜洗田442－598及び白浜洗田442－760は、村有林野払下げ条例に沿って、農業生産の用に供する目的で村有地を復帰後農地法が適用されるということで農家に払い下げられた土地です。

村や農業委員会は、農地法、農業振興地域に関する法律及び村有林野払下げ条例の制度を無視した対応だと村民から不信が上がるのは当然だと思います。村長は、法律や条令の制度運用を恣意的に対応し

ています。今度、発覚した事件は農業委員が自ら所有する土地で起きていて、農業委員憲章を反故にした行為です。村や村農業委員会はどのように対応を取ったのか、また、どのように対策をするのか、村長、農業委員会事務局長にお伺いします。

○　議長（平良嗣男）　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　議員の質問に対してお答えいたしますけれども、３月、６月も同じようにお答えは明確にしたつもりであります。議員の今質問している中で、この案件が事件という字句で、４カ所に事件とされております。そのことは、私は大きな問題ではないかと思っております。そして農業委員という字句も使われていて、みずから、それを人を指す、やはり人権侵害に値する状況だと思っております。それと法律や条令の制度運用を恣意的に対応しているという意思も、私ははっきりわかりません。どういう意味でその言葉を使っているのか。村長、行政というのは、やはり法律や条令に従って手続を踏み、県や国の許可を得て事業を進めるわけでありますけれども、その辺について、もし聞きたいということであれば、ぜひもう１回質問してほしいと思っております。

同じように、３月、６月もお答えしたような答えになると思いますけれども、喜如嘉3135－12の土地について、払い下げ当初より農振農用地として位置づけされていません。大保326－227、326－228の土地について、本人よりの変更希望、ヤード、資材置き場により平成25年度総合見直しにおいて白地となっているため、特に手続は必要ありません。白浜洗田442－598、442－760の土地について、本人より変更希望により平成25年度総合見直しにおいて白地となっているとともに、平成25年度において現況種目が雑種地となっているため、手続は必要ないものと判断しているからであります。そして地方公務員法第34条、秘密を守る義務、職員は、職務上、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするということを踏まえて、恐らく質問していると思いますけれども、ひとつ村長の思いとしてお答えしておきます。

○　議長（平良嗣男）　農業委員会会長。

（前田貞夫農業委員会会長　登壇）

○　農業委員会会長（前田貞夫）　お答えします。

今、農業委員会を名指しで質問がありましたけれども、先ほどの白浜洗田442－598、442－760の土地については、先ほど村長からありましたとおり、平成26年度の総合見直しにおいて、農振から除外されております。なおかつ、平成25年８・１調査においても、現況、雑種地となっており、この農業委員会の手続は必要ないものだと、農業委員会としては考えております。以上です。

○　議長（平良嗣男）　８番　吉濱　覺議員。

○　８番（吉濱　覺）　村長と農業委員会会長から答弁をいただきました。

私も６月議会に農地の定義ですね、それから農振法の関係も話しております。重複すると思いますが、話していきたいと思います。喜如嘉の土地については、払い下げ当時からの農振地域に入っていないと。そしてそのことについては、村有林野払下げ条例、目的、この条例は、大宜味村村有林野を住民に払い下げて農業生産を向上せしめ、農家の経済発展を図ることを目的とする。という目的で払い下げています。当然、ほかの払い下げ農地と同じように、農振の農用地に組みするのは当たり前だと思っています。これは行政の執行上、瑕疵があったのか、その辺が問われると思います。もし瑕疵があったのなら、当然戻すのは当たり前だと思います。

それと総合見直しで白地にしたということなんですけれども、そしてこの農振農用地で農用地区域間の除外の基準、農地区域間の除外は原則として次の全ての要件を満たす場合に限って行うことができます。農用地以外に供することが適当であって、農用地区域内に代替すべき土地がないこと、地域の土地利用の状況から見て、不要不急の用途に供するためのものでなく、かつ通常必要と認められる規模であること。農用地区域以外の土地において、代替する土地がないことということになっております。それから農業上、効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。周辺の営農環境に支障がないこと。農地等の集団性を損なうものでないこと。土地利用の混住が生じないこと。そして効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農地の利用集積に支障を及ぼすことがないこと、ということで、農用地区域間の除外の基準があります。それは本人から申し出るといって外す性格のものではありません。それからさらに農地区域外の転用、計画変更、農用地区域内の農地の転用については、農用地利用計画において指定された用途に供する場合以外には認められません。なお、農用地利用計画後の変更、農用地区域から該当農地を除外が必要と認める場合は、農用地利用計画の変更をした上で農地法による転用許可を得る必要があります。これは農地法は県で転用します。いずれにしても農振法で外したとしても、農地法は生きています。

そして農地の定義については、私前回も話ししたんですけれども、まだ認識されていないようですので、また話しします。そうしたら、農業委員会の、これはことし５月に農地法の第２条の定義がうたわれています。この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。それでさらに、前回も話ししているんですけれども、これは農地法の施行について。農林事務次官が昭和27年12月20日、農地法２条関係、農地の定義の関係、そして１項１目、「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいう。従って果樹園、牧草栽培地、苗圃、わさび田、はす池等も肥培管理が行われている限り農地である。「耕作の目的に供される土地」とは、現に耕作されている土地はもちろん、現在は耕作されていなくても耕作しようとすればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地、不耕作地も含む。）農地であるかどうかは、その土地の現況によって区分するのであって土地登記簿の地目によって区分するのではない。そして写真は、平成25年度になっているんですけれども、私、ことしになってまた６月ごろも行っております。そのときも情報得ていました。ちゃんとミカン木生えていました。去年行ったときにミカン木は生えていました。その前後で伐採しているという情報も聞いております。それが農地法で言っている農地じゃないと本当に言えるのかと。だから私が言っている恣意的にというのは、そういうことで恣意的にやっているということを申し上げています。だからこの件は、県に行ったら県からも情報が入っていると思います。要するに農地法の点について確認しないといけないでしょうかということで、写真を見る限りでは耕作されている様子です。耕作されていても、放棄されていても、県の運用では10年以上耕作運用でうたわれているわけですから、当然、大宜味村で処理すべき事件ではないです。村長が言った事件というのは、この１件、２件の事件と私は捉えているけれども、何か犯罪云々の事件と勘違いされているのか。１件、２件のことで、この件については、全て県と調整して、今農振法、村有地払下げ条例、みんな抵触していると私は思っています。この件については、村長、農業委員会事務局長、また解釈についてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　村としては、これは事件として捉えていないというのは、やはり法律や条例に基づいて、ちゃんと手続を踏んで事業もされているわけですから、それは違法性があるというものではないと私は解釈しております。

○　**議長（平良嗣男）**　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○　**産業振興課長兼農業委員会局長（大城　武）**　平成25年の８・１調査に基づき、雑種地ということを確認しています。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　８番　吉濱　覺議員。

○　**８番（吉濱　覺）**　今条例に基づいてとか言っておりましたけれども、８・１調査に基づいてとかと要っておりますけれども、10年、20年近く放置した土地を耕作放棄地事業で今農地にやっているんですよ、村は。そういうことが言えますか。それから村長が言っている条例に抵触しないということで、農地転用については県の許可が要るんですよ。県にも申請していないということですよ。その件どうですか。

○　**議長（平良嗣男）**　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○　**産業振興課長兼農業委員会局長（大城　武）**　この土地につきましては、平成25年度の農振総合見直しにおいて白地となっており、それで平成25年８月１日の現況調査に基づいて、雑種地ということになっていますので、農地という認識はしていません。以上です。

（「それを聞いているんですよ。それはおかしいと言っているんだよ。局長、今、私が言っているの聞いていませんか。それは前に返答ありました。それがおかしいと言っているんですよ。そのことを答えてください。」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　ちょっと、簡単に自分でこう、立ったりやらないでください。議長の許可を得てやりなさい。ちょっと待って。ちょっと休憩します。

（午後　１時５０分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時５５分）

○　**議長（平良嗣男）**　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○　**産業振興課長兼農業委員会局長（大城　武）**　平成25年度の農振見直しにつきましては、この農振を見直す条件をクリアしているということで、県に対しても申請を受けて、許可を受けている状況です。現況地目につきましては、平成25年の８・１調査でもって雑種地ということで確認しているところです。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　吉濱　覺議員の質問は既に３回になりましたので、会議規則第55条の規定によって発言を許しません。

（「質問の返答になっていませんよ。議長、私が言っているものの返答になっていませんよ。」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　ちゃんとやっているんじゃないですか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　これで村有地払下げ地の利用についての質問を終わります。

休憩します。

（午後　１時５７分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時５８分）

○　**議長（平良嗣男）**　次に小、中学校建設や埋立地「結の浜」の安全安心な環境づくり等について、吉濱　覺議員。

８番　吉濱　覺議員。

○　**８番（吉濱　覺）**　小、中学校建設や埋立地「結の浜」の安全安心な環境づくり等について。

私は、これまでに2014年第８回臨時会から2015年第４回臨時会まで、継続して、本村の未来を担う子や住民の命を守るために小、中学校建設や埋立地「結の浜」の安全安心な環境づくり等についての一般質問や反対討論を繰り返し訴えてきました。

しかし、埋立地「結の浜」の安心安全な環境づくりに疑問が増すばかりです。

2014年第９回定例会の一般質問、子供たちの安全・安心な学校生活の確保についての答弁で、村長は2016年４月１日開校に向けて安心、安全な学校の確保のため、避難路対策として、学校から村道念蒲エーガイ線へつなげる避難路整備を2015年度に整備実施するとともに、今後引き続き国道58号線の横断についての対策や今後建設が予定される民間アパートの避難タワーとしての位置づけを検討していきます。12月に発表されています津波避難困難地域という地図があり、大宜味村は全く困難場所ではない位置づけで、５分以内で十分避難することが可能だという。2015年度に避難路の実施については、しっかりと保護者や村民に報告ができるように対応していきたいと思っています。

2015年第２回定例会の一般質問小学校統合・中学校移転地結の浜の安全な環境づくりについての答弁で、村長は結の浜については、防災計画調査測量設計業務の委託をし、３月31日に完成し、上半期で発注して、12月までには避難経路が完成する計画を今取り組んでいるところです。その中で専門家の皆さんのご意見を聞いたり、これからの結の浜全体の避難路の防災対策について、事業委託で専門家の意見を聞くという内容になっています。村議から防災学の専門家、できましたら琉大の地域防災センターの方々も入れていただきたいという意見があったと委託業者に助言をしていきたいと思っています。

また、村長は最新のハザードマップによりますと、１㎝～30㎝の浸水が一部の学校敷地であるということで、村内各集落、海岸沿いの集落のどこよりも結の浜地区のほうが安全性が高いということになっています。今後、東日本大震災の教訓を生かして、適切に、安全に避難できるように今後ともに住民に説明しながら、納得してもらうような形で開校にこぎつけていきたいと思います。

2015年７月28日、村の「結の浜地区」避難路整備計画説明会によると、結の浜地区における避難可能距離の算定を行った結果、約560ｍ～約2,100ｍ程度となっています。ただし、限界距離は1,000ｍとされており、また既存の調査結果から見ても徒歩避難者の全体８割程度の避難距離が625ｍ、歩行困難者が同行している場合は９割が801ｍ以内の避難距離となっています。そのため、これらの数値を考慮し、約600ｍ～約１㎞を避難可能距離に設定します。また、津波到達予想時間は、沖縄県の津波被害想定結果より、最短の32分（大宜味村地点）を採用しています。目標地点③の小中学校からの移動距離900ｍ

となっています。

しかし、教育委員会が2013年12月定例会で議員に提出した小学校統合・中学校移転地に関わる一件資料の避難経路Ｂルートの距離は標高20ｍ地点までの移動距離約820ｍで、障がい者等（急いで）によると、避難に要する時間は31分になっています。村が算定した移動距離約900ｍに置き換えてみますと、避難に要する時間は34分になり、津波到達予想時間最短の32分（大宜味村地点）を超えてしまいます。また、津波到達予想時間と避難する際に要する歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までに避難が可能な距離（範囲）を設定するとしていますが、限界距離の1,000ｍを超える地域の避難対策等や学校敷地の一部に１㎝～30㎝の浸水があると説明していますが、沈下量40㎝や大潮満潮時に約１ｍ海面が高くなることを考慮されていない上に、液状化の問題等もあり、不安を抱えている人は少なくありません。東日本大震災でこれと同じ程度の到達時間で大量の犠牲者が出たという事実は、避難が机上の計算どおりにはいかないことを示しています。さらに、震源地が近ければ到達時間はもっと短くなり、地震が大きくなれば浸水深は高まり、想定外浸水も起こりえる可能性もあります。

これまでに、村や村教育委員会が議会や住民等に対して、本村の未来を担う子や住民の命を守るために小、中学校建設や埋立地「結の浜」の安全安心な環境づくり等に対する説明は科学的積算根拠や整合性が欠き、村民を愚弄する行為です。政治・行政の堕落です。

村教育長の説明は、スクールバス２台に運転手を常時待機し避難に即対応ができるようにします。避難に要する時間は徒歩で31分になっています。村内各集落、海岸沿いの集落のどこよりも結の浜地区のほうが、安全性が高いということになっています。今後、東日本大震災の教訓を生かして、適切に、安全に避難できるように今後とも住民に説明しながら、納得してもらうような形で開校にこぎつけていきたいと思います。また、村長の説明は、学校から村道念蒲エーガイ線へつなげる国道に高架橋をかけての避難路整備や大宜味村は全く困難場所でない位置付けで、５分以内で十分避難することが可能だという。2015年度に避難路の実施については、しっかりと保護者や村民に報告ができるように対応していきたいと思っています。さらに、村は「結の浜地区」避難整備計画では、小、中学校建設の背後傾斜地に避難階段の設置や、限界距離は1,000ｍとされており、限界距離の1,000ｍを超える地域等の説明をしています。このような、ちぐはぐな説明で村民は納得しません。また、小、中学校の設置選定前に、科学的積算根拠や整合性のある情報を提供し、説明をしていたならば、違う場所の選択肢があったかも知れません。

本村の未来を担う子や住民の命を守るために小、中学校建設や埋立地「結の浜」の安全安心な環境づくり等に対する科学的積算根拠、整合性のある真実な資料の提出や説明を求めます。また、津波到達予想時間と避難する際に要する歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までに避難が可能な距離（範囲）を設定するとしていますが、限界距離の1,000ｍを超える地域の避難対策と、他の機関の管理する道路工事等に対する村の執行根拠の説明を求めます。併せて、東日本大震災の教訓を生かして、適切に、安全に避難できるように住民に対して納得してもらうように計画の説明会をいつ、どのようにして開催するのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○　議長（平良嗣男）　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　お答えいたします。

適切に安全に避難できるように、住民に対して納得してもらえるように計画の説明会をいつ、どのよ

うにして開催するかにつきましてですが、結の浜地区における防災基本計画策定業務報告書、また大宜味村防災計画調査測量設計業務委託において、避難道、避難階段の設置についての結の浜地区住民説明会は６月18日、７月28日に行ってきました。今後は、計画の説明会は行わず、避難訓練などの実施に向けた計画を検討していきます。以上、お答えいたします。

○　議長（平良嗣男）　教育長。

（友寄景善教育長　登壇）

○　教育長（友寄景善）　計画の説明会をいつ、どのようにして開催するのかという御質問にお答えします。

これまでも住民説明会や地域教育懇談会などを通して、ＰＴＡを初め、村民に説明してきたところであります。現在、東日本大震災の教訓を生かした対策として、避難路の確保を行っていきます。また今後においては、この避難路を生かしたマニュアルを作成し、学校での実践的な避難訓練へとつなげていきたいと考えています。

それからもう１点、他の機関の管理する道路工事等に対する執行根拠ということですが、これは議員御質問の他の機関の管理する道路工事等に対する執行根拠については、国道側におけるカラー舗装工事等として回答します。今回、国道58号に横断歩道を設置する予定です。これまで関係機関と調整を図ってきたところ、管理者側での４月開校時までには、カラー舗装工事等が厳しい状況にあることや、これまでの村道、国道交差点工事等においても、原因者側の村での工事を行っていることから、児童生徒の交通安全に考慮した結果であります。以上でございます。

○　議長（平良嗣男）　８番　吉濱　覺議員。

○　８番（吉濱　覺）　村長の答弁について、おかしいと思います。これだけ矛盾が出ているのに、結の浜で説明会はやっているので終わって、それで訓練していることについて憤りを感じております。

それから教育長が言われた国道のカラー舗装の関係、開校時に間に合わないので、村の予算から捻出したという説明でした。これもとても残念に思っています。前から計画を立てているわけですから、当然その辺のことは前もって言っておけば、村から財源を捻出しなかっただろうと思っています。

それとあと説明会の件で話していきたいと思いますが、この間結の浜で行われた７月28日に、私見せてもらいました。それで大宜味村結の浜地区避難路計画、そして階段をつくってから、学校予定地に傾斜面から階段をつくって、ランプ等につなぐという計画のものと、それから結の浜地区における防災基本計画業務、それが出てきております。

それでこれは学校の避難目的地③の説明なんですけれども、これは学校のどの部分から計算された距離かはわかりませんけれども、900メートル。それとこの説明には１キロだということはされているけれども、実際どの位置から計測されたのかわかりません。１キロともうたわれているし、900メートルとも言われているんですけれども、一応900メートルで計算されています。それで一番問題なのは、教育委員会が12月に村議会に提出した書類、私も去る議会でその分をもらいましたけれども、これが同じ地区から計算されていると思うんですけれども、避難経路のＢルート、これは学校敷地のセンター部分の一番海側のほうから計測されています。ルートの距離は標高20メートル地点までの距離、Ｂルートの820メートル、先ほど午前中で子供たちがどこにいるかもわからないよと、一番条件の悪い最後のほうから計測するのが当たり前じゃないかなと思っています。だからその辺は瑕疵というのか、瑕疵ある件だと思います。やっぱりみんな近いほうに、学校にいるわけじゃないし、教室側にもいますし。そして

教室の裏側にいるときもあります。そういうことを考えた場合は、距離的にはかる場合は一番端っこからはかるべきだと私は思っています。その違いで900メートルと820メートルの差があったのか。ところが今回総務課が出したものについては、先ほど言ったように1,000メートルとか900メートルとかというのは、学校のどの部分から計測されているかちょっと判別できません。ただし、900メートルに置きかえた場合に、大宜味村の地点の32分の時間をオーバーします。教育委員会、これは一応、私は簡単明瞭に云々じゃなくて、わかるように一応書いていたんですけれども、これは計算したらオーバーしますよね、皆さん方が計算したものに対して。31分。これ計算したら皆さん方は32分、障害者の方々は31分で計算しているけれども、これは900メートルでやると34分になります。オーバーします。それからこの総務課が出した資料の目標地点①、②、③とあるんですけれども、①は、一番北側の埋立地からマーランガー団地に抜けるところですね、マーランガー団地を①としております。そして②は、さっき言った念蒲の上のほうですね…、③が念蒲の上。ただし、③については、中学校の屋上なんです。そして屋上となると、屋上は教育委員会が示しているのは敷地6.5メートルですが、ここでは海抜が6.6メートルあることから、屋上部分で14メートル以上と想定されるため、避難対策地域内の津波避難ビルと設定するということでやっているんです。つまり地点①と②に行けない人は学校の屋上に避難しなさいという説明なんですよ。そしてこの避難目標地点の設定、避難者が避難対象地域へ脱出する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定する。避難目標地点の標高は、大宜味村作成の防災マップヒアリング等の海抜高度を参照にする。なお、設定の際は以下の点に留意すると。そして目標地点は避難対象地域の外園ラインと避難路と避難経路との接点する目標地点は市町村の指定する場所ではなく、最短コースで避難対象地域の外側にできることを地点とする。だからこの間、防災計画が、私がした防災の専門委員は入っていないということで、実際、緊急避難場所は村が指定しているものと違うところに避難すると。そして、これらの留意を初め、村が緊急避難場所、避難箇所を620メートルから約１キロを踏まえて、現行の地点①、②を避難目標と設定すると。

○　議長（平良嗣男）　吉濱議員、覺議員、何が聞きたい、何を引き出したいということをちゃんとやってください。余り長々とやらないでね、ちゃんと聞きたいところを絞って言ってください。

○　８番（吉濱　覺）　はい、わかりました。

そして結の浜地域における避難距離可能の設定をはかった結果、560メートルから約2,100メートル程度となった。ただし、限界距離1,000メートルとされており、また既存の調査から見ても歩行困難者の全体の８割程度の避難距離が625メートル、歩行困難者が同行している場合は９割が801メートル以内の避難距離となっている。そのためにその数値を考慮し、約600メートルから１キロメートルを避難可能距離に設定する。つまりそれ以外のものは避難困難地域ということで学校の屋上を利用しなさいと言っているようなものではないですか、これは。だから総務課長は、この現場で自分の命は自分で守ることが基本ですと。行政ができるのはこの範囲だということを言ったのは、今まで説明していたのは何だったのかということです。もう避難時間の話もばらばら、どれが信憑性あるかわからない。おまけに村長は説明会はもう終わったと、避難訓練だけやると。そういうことで実際通るのかと。そして避難棟については、これは北谷町の防災マップにあるんですけれども、津波一時避難施設、津波来襲時に高台へ避難する時間的余裕がない場合に、津波から身を守るために一時的に避難するための施設です。それが結の浜でそういう避難困難地域が発生しているわけですから、高台に行けない方は学校の上に上りなさいと、17メートルあるから。東北で防災棟で避難を呼びかけて亡くなった人がいるじゃないか。想定外の

ものについては、屋上に上ったら、どうして避難できますか。山に登ったらその背後地の上に上っていけるわけだから。そういうずさんなやり方をして、村民に対しては説明しない、もう防災訓練だけやるというとんでもない話ですよ。もう一度、答弁お願いします。

○　議長（平良嗣男）　総務課長兼村史編纂室長。

○　総務課長兼村史編纂室長（神里富松）　吉濱　覺議員の質問にお答えします。

まず、私たちが結の浜に、７月に住民説明会をしたときの様子を今しゃべっていますので、それについてまず説明したいと思います。

まず、結の浜地区の現状を説明して、調査に基づいてどのような避難路あるいは避難階段、避難計画をつくるのがベターかという話で説明会を持っているわけです。それで結の浜地区を調査した場合に、避難階段、今想定している国道を渡っての件なんですが、斜面に避難階段を設けなかった場合に、どれだけ距離があるかということをこの計画書ではつくっているわけです。それをもとにして、じゃあどこに避難路をつくればいいかという話なんですね。そのための説明会はしてきたわけです。吉濱議員が1,000メートルとか、1,000メートル以上のところはどうするんだと。あるいは1,000メートル以上のところはじゃあ学校の屋上、ビルの上に逃げなさいみたいなことを言っているんですが、それはそのための説明ではないです。どれだけの距離が可能かという話をしているわけです。それで実際のところ、私たちも職員ではかりました。資料としてもしよければお渡ししたいと思います。避難階段あるいはスロープをつけているんですが、形としてですね、この補正予算にもつけてあります、工事の予算はですね。そこを利用した場合には、学校から避難階段を使っておよそ600メートルとか、結の浜の住宅からこの避難階段を使った場合は700メートルとか、あるいは一番遠いと思われる公園、結の浜の公園です。そこからでも900メートルまではありません。一番遠回りにして900メートル、近回りにした場合は700幾らというふうな数字が出ています。これは後で、本当に資料をあげたいと思っています。ただ、私たちも結の浜地区の皆さんに、実際に起こったときに、幾らでも時間はありますかという話ではないんです。ここをつくるのは役場がやりますよと。ただし使うのは皆さんですと。実際に経験してみて、訓練なりしてみて、どれぐらいの時間がかかるのかと。家族単位でもできた場合にはやってみてくださいと。私たちはその手助けとして最初あたりは避難訓練も行政で計画してやっていきましょうと。徐々に住民に浸透させていきたいと思っています。実際のところ、起こって10分なり、あるいは20分なりもたついて避難開始すると、当たり前にこれは時間がありませんということになります。そういう説明もするつもりでそういう話をしているわけです。ただ、今回、実際に避難路をここにセッティングしたいと、そういった場合にはこうなりますよということも含めて説明会を持っています。結の浜地区の住民の皆さんに、できれば、この物ができたときには家族単位でも本当にやってみてくださいと。そのために行政は避難順路とかも、やっぱり看板もやっていくべきだろうというふうに思っています。ただ結の浜地区への看板の話はちょっと欠けているんです。今のところ欠けています。道路の、あるいは避難路の順路は看板つくるつもりであります。まして、電気もソーラーにして、停電時にもついているような形にしたいというふうに設計には入れております。実際に上のほうに上がって、じゃあどこに皆さんいるんですかと言われたら、若干広場を設けましょうということで、その計画もしております。今後、補正予算の中でこの説明をしていきたいと思っていました。できれば、この避難困難距離を1,000メートルと設定したというのは、あくまでも東日本大震災の徒歩の速度から、実際には32分でどれぐらい行きますかというと、1,190メートル行きますよと。しかし、うちとしては1,190メートルを避難可能距離というふ

うには指定しなくて1,000メートルとしたと。実際にはもうちょっと細かく引けば1,100メートルにもなったかと思っています。ですからこの時間がどれぐらい経過して避難開始にしたかというのが重要視されてくるので、今後は、この説明は実施の中でやっていきたいと思っていますので、御理解していただきたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　教育課長。

○　教育課長（新城　寛）　吉濱議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、話されていたＢルートの件なんですけれども、Ｂルートについては、これは今ちょっと資料のほうを持っていないんですけれども、私の記憶によると、今の避難路、避難のルートを確保しない前のものだったかと思っております。しかも時間についても、その当時、平成25年ですかね、県のほうから出されている指針のほうでも出していますように、時間的には間に合うというふうに資料を提出していると思います。

また、３月定例会ですか、新しい資料をお配りしていると思いますが、県のほうから最新で出されているのが平成27年３月、最新データがございます。その中においても、第一波到達時間、予想される時間が大宜味村においては第一波36分になっております。その中での算定資料になることで御説明をしたかと思います。あと避難路については、総務課のほうとの連携も図りながら、この限界距離1,000メートルについては、先ほど総務課長のほうからも御説明がありました。そのような形で1,000メートル以内であれば避難は可能であると。そういうような形でやっております。

今回、地域説明会等の話の中でも避難路についての距離、そういうところを説明してまいりました。先ほど学校の真ん中からという話がありましたけれども、説明会の中で、我々は一番最長、長いところでのものを計算しております。その前までには、ちょっと避難路の設計がまだまだ正確なものじゃなかったので距離的には出せなかったんですが、委託業務も終わりまして、距離のほうを確認しております。前の御質問でもありましたけれども、ルートとして２ルート考えているという話の中で、学校の距離をはかりますと、地盤高、山手側に地盤高約36メートルと約41メートル、２本の避難路を計画しているところです。学校敷地からの距離として、長いところで533メートル、短いところで478メートルとなっており、総務課のほうでも出されている1,000メートル以内に数値的には入っていると。ただし、教育長がおっしゃったように数字だけではない。議員御指摘の机上だけのものではないという話の中で、今後においては、学校、生徒を初めとする、避難路計画を設けて、それに向けて実施していきたいと考えております。

○　議長（平良嗣男）　８番　吉濱　覺議員。

○　８番（吉濱　覺）　前から話しているけれども、しょっちゅう資料が変わっている変わっているという話ですので、総務課長が言われたように、結の浜の住民を対象にして話されておりましたけれども、これは学校が４月から開校されるわけですから、村民を対象にして、数字的なものもどれが正しいんだと。今、私が掌握しているもので、みんなばらばらですので。

それで避難経路の話、今教育課長が話されたんですけれども、533メートルだと。ただし、そこは階段ですので、車椅子とかそういうものが不可能です。そうしたら、じゃあそういう問題も、先ほど言ったＢルートでしたか、Ｂルートを利用せざるを得ないとか。それから総務課長が結の浜団地とか言っていたんですけれども、この結の浜は土地利用でみんな使うことになっています。ただし、2,100メートル避難経路のところにもあるとなっているので、そこを利用した人たちがどういうふうに利用するか、

学校と団地に住んでいる人たちだけの問題じゃないですので、その辺はやっぱりきちんとした避難経路、やっぱりこうなっていますと。例えば北谷なども、もちろんあっちはサンセットビーチとか低地もいっぱいあります。そして３・11の遡上高と、県が出している予想遡上高のところにあって、低地の場合はやっぱり先ほど言った津波一時避難施設になっているわけですから、学校もやっぱりそういう部分の役目だという感じの資料は出ていますので、その辺は村と教育委員会、これまで学校を推進してきた教育委員会も村もそうだけど、やっぱり避難困難地域については一時避難、もう山には上がれない。先ほど私申し上げたように、高台に上がる時間的余裕がない場合、もう明らかにそれが、余裕がないというふうな話で今出ているわけだから、それが学校の屋上、学校にいる人は山に上がりなさいというふうな感じのものが、今資料出ておりますので、やっぱり村長最後になりますが、もう説明会は要らない、訓練だけでやりますということじゃなくて、やっぱりその辺のものを、科学的なものをきちんと精査した上で、村民にもう一度投げかけてください。

以上で質問を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　答弁していいのか悪いのか、ちょっと戸惑ってしまいましたけれども、確かに地域の安全、安心というものに対しては、しっかりと行政としては住民説明をしなければなりませんけれども、今回、結の浜の住民と学校関係、学校関係については教育委員会が担当しておりますけれども、これについては、やはり今後は広報等やいろんな形で住民にそういう経路とか、そういうものを知らす必要があるし、また看板等の設置についても十分対応していけるように対策をしていきたいと考えております。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で吉濱　覺議員の質問を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午後　２時３８分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時４９分）

◇　安　里　重　和　議員

○　**議長（平良嗣男）**　次に本会議（一般質問）答弁後の行動は、安里重和議員。

７番　安里重和議員。

○　**７番（安里重和）**　それでは質問したいと思います。

今年の３月の定例会において、地域よりの要望事項等の回答についての質問について、村長は速やかに御返事を出すというのが、私としての方針でありますとの答弁がありましたが、その答弁を踏まえて島の上農道について、次の２点について質問いたします。

１、担当課長は、県の職員と雨の降っている時に水の流れを確認して対策を行いたいと答弁いたしましましたが、その後、約半年の間に雨が何度も降りましたが、島の上農道を雨の降っている日に県職員とともに調査を行いましたか。調査を行ったならば調査結果を報告願います。

２、今後の対応はどうするのか。お伺いします。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　**村長（宮城功光）**　安里議員の質問にお答えいたします。

農道島の上整備につきましては、７月10日、大雨時現場確認を課長、担当で行っております。なお、県職員との現場確認は日程が合わずに村独自での調査となりました。その現場を動画や写真で撮影をして、北部水産振興センターと協議を行いました。路面排水を収集する場所が２カ所あることと、構造物から自然の沢へ流れる状況があり、流速がかなり速い状況を確認しています。墓地周辺については、外堀排水路が機能している状況であったということです。

それと今後の対応につきましては、島の上線を横断する排水路が４カ所あり、そのうち２カ所が路面排水を収集している状況で再度、流水面積の調査と現在の道路側溝の断面積を確認し、速やかに対応したいと思っております。なお、現在この島の上線は一部県からまだ移管されていない場所がありまして、その移管の手続を現在とっているところでありますけれども、早目に対応して、この対策事業ができるように県の制度を活用して、ぜひとも早いうちに対策を講じていきたいと考えております。

○　**議長（平良嗣男）**　７番　安里重和議員。

○　**７番（安里重和）**　報告ありがとうございました。

津波区より、これまで何度も同じような要請があったかと思います。過去には、私たちは大宜味村民でもなく、沖縄県民でもなくと発言した住民がいました。私はそれだけ村行政が対応しなかったことだと受けとめております。今回、村長が言いましたとおり、工事をやることだと私は思っています。あと一度お伺いしていきたいと思います。

１点目に、島の上線の整備工事を行うのか。行うとしたら担当は村が行うのか、県が行うのか。

あと１点は、速やかな対応とは、どの程度の期間なのかお伺いします。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　当然、村に道路自体は移管されておりまして、さっきも申し上げましたように、橋梁関係から近い周辺は、まだ県から移管されていなくて、その辺の手続を早目に進めて、できるだけ早い時期にと。

その時期はいつやるということを、なかなか言いづらいところがあってですね、その辺は新年度の予算措置とかそういうものができるかどうか、やはり県とのヒアリング等をしなければ、なかなか補助事業等でできない。あるいはまた一般財源でできるかどうかというものも一応調査しなければなりませんけれども、その辺については、本当に早い時期にできるように対応していきたいと考えております。

○　**議長（平良嗣男）**　７番　安里重和議員。

○　**７番（安里重和）**　言葉の遊びではございませんから、速やかにという言葉はですね、期限は持ちませんけれども、やっぱりある程度は急いで行うということだと思っているんです。その点、津波区民に納得のいくような対応をしてもらいたいと思います。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で本会議（一般質問）答弁後の行動はの質問を終わります。

次に新しい学校に新しい机を、安里重和議員。

７番　安里重和議員。

○　**７番（安里重和）**　今回の補正予算書を見て、新しい机セットの購入予算が組み込まれているのはわかっていますが、通告を行いましたので質問をいたします。

村内の児童生徒は、来年度から開校予定の新大宜味小学校・中学校での新しい校舎・新しい机で学習ができるものだと期待していることだと思います。しかしながら、村民から新しい机を購入する予算がなく、各小学校及び中学校から現在使用している机を新しい学校で使用するのかとの不満の声があり、私は５月の中頃から担当職員と何度か話し合いを持ちました。次の２点を伺いたいと思います。

１、新しい学習机を購入できますか。

２、平成28年度４月の開校までに準備できるのかお伺いします。

○　議長（平良嗣男）　教育長。

（友寄景善教育長　登壇）

○　教育長（友寄景善）　御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、本村の児童生徒は新しい校舎、そして新しい机、椅子等で勉強したいと期待をしております。今、学校を建設中でありますが、その費用に多額の費用がかかっている中で、それでも子供たちの願い、新しい机、腰掛けで勉学に励んでもらいたいということで、今議会の補正予算で計上をお願いしておりますので、御検討のほうをよろしくお願いしたいと思います。これが通りましたらならば、４月開校に間に合わせてちゃんとした椅子、腰掛けを準備したいと思います。以上です。

○　議長（平良嗣男）　７番　安里重和議員。

○　７番（安里重和）　本当にうれしい報告ありがとうございます。

大宜味村には、やっぱり人材を以て資源と為すという、村是もあります。その言葉に恥じないように、将来の大宜味村を担っていく子供たちに、今後もすばらしい学習環境を整えてもらいたいと思います。

最後にあと１点ですが、古い机の処分はどのようにするのかお伺いします。

○　議長（平良嗣男）　教育課長。

○　教育課長（新城　寛）　古い机、椅子について、まず、今度予算を確保した部分に関しては、普通教室の机、椅子ということでございます。残りの部分に関しましては、使える机については、ほかの特別教室に使うこともあると。その残りについては、また次年度、どういうふうな処分、備品関係について一気に今年度で整備するのではなく、ちょっと確認をして整理整頓していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○　議長（平良嗣男）　以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇　新　城　一　智　議員

○　議長（平良嗣男）　次にゴミ処理について、新城一智議員。

２番　新城一智議員。

○　２番（新城一智）　では、ゴミの処理について質問させていただきます。

国頭地区行政事務組合では、現在新たな焼却施設の建設を進めています。来年４月に供用が開始される予定となっておりますが、それに伴いゴミの分別方法が変わると聞いています。村民への周知について、どのような取り組みを今後行っていくのか。その確認をしておきたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　ごみ処理についてお答えいたします。

現在のごみ焼却施設である国頭村環境センターの老朽化に伴い、平成26年度から新しいごみ焼却施設

を国頭村字宇嘉地内に建設中です。完成予定が平成28年２月末で、平成28年４月１日の供用開始を目指しております。現在、周知に関しては、３村で共通のパンフレットを１月下旬までに作成し、２月の区長会でごみの分別方法を説明しながら、全世帯にパンフレットの配布を依頼する予定です。また、２月から３月にかけて広報紙や防災無線で分別方法が変わったことを周知する予定です。

分別方法が変更になった内容につきましては、廃プラがプラスチック類から燃やしてよいごみに追加され、新たに資源ごみとして古紙類が追加されます。現在の分別よりは簡単になると思います。また収集日は基本的に変わりませんが、追加された資源ごみの古紙類が第２、第４土曜日の燃やしていけないごみなどと一緒の日になる予定です。粗大ごみについては、今までどおり指定ごみ袋大800ミリ掛ける650ミリに入らないものは、粗大ごみとして個人搬入となります。

○　議長（平良嗣男）　２番　新城一智議員。

○　２番（新城一智）　一番細かいことで、本来なら建設環境課長といろいろ議論を交わしていきたいことだったんですが、今、病気療養中ということで、一日も早い回復と、また復帰を願うものです。

細かいことになるので、これは提案ということで受けとめていただきたいんですが、今３村でパンフレットを作成するということで、これまではＡ１ですか、これはＡ３にやっていますけれども、こういうＡ１のものを各家庭に配ってやっていたんですが、なかなか見にくいものがあったり、年寄りの方々はわかりにくいものであったりとかするところだと思うんです。わかりやすさを強調できるように、パンフレット作成に関しては、やっぱりごみを出す側、もちろん男の方も出すと思いますけれども、女性の方、また年寄りの方ですね、出す側のある程度の見やすさ、その見やすさの検討も必要だと思います。それとこれは私も大宜味村議会議員として、行政組合の議員としても、出向というか、向こうで活動もしているんですが、収集業務に当たっては、皆様も出して感じると思うんですが、電池の処理とか、例えば危険ごみの電球、蛍光灯とか、結構家で出し忘れてたまったりするんです。そうじゃなくて、デモ的で大宜味村から発信でもいいと思うんですが、国頭地区行政事務組合ではなかなか３村で取り組むのはちょっと厳しいようなこともあってですね、予算の関係で。大宜味村独自でのモデル地区として、例えば各公民館に回収ボックスを置いたり、試験的にやるのも、村民の生活の環境の改善とか利便性の向上とか、そういうものにも役立つんじゃないかと思います。

それと村長、先ほど粗大ごみについても、袋に入るものはある程度、粗大ごみとしてカッティングしたりして出せるんですが、なかなか出せないのがあるというのが現状です。東村、大宜味村の村民は、国頭村でも浜あたりから宇嘉までは遠いということで、実際、国頭地区行政事務組合の定例会の中でも、そういう集積施設を大宜味村か東村、中間あたりにつくっていただけないかということで一般質問をさせていただいたんですが、事務組合としての取り組みはなかなかできないということでした。

そこで村長は、就任当時から選挙公約の中でもシルバー人材センターをつくりたいということがあったりするので、できたら大宜味村独自のリサイクルセンターあたりを、そういうシルバー人材を使って管理、粗大ごみが出しやすい、またその粗大ごみもなかなか知識のない方は宇嘉まで行って、持って帰させられたりするんです。それがないように、やっぱり村民の利便性、生活の環境改善、利便性を図るためにその辺の検討もぜひお願いしておきたいと思います。

またこのパンフレット作成、先ほども言いましたが、パンフレット作成は誰が見ても見やすいようなパンフレットにしていただきたいというのと。出す側の利便性もぜひ考えていただきたいと思いますが、村長から方針がありましたら伺って終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　どうもありがとうございます。

このパンフレットの件につきましては、本来は行政事務組合がまとめてやるのかなという思いをしていましたけれども、実際は各村が独自でつくらなければならないということで、内容自体は似ているんですけれども、予算は各村持ちだという話を聞いております。それで環境係のほうがこういう形でつくりますという話がありましたので、ぜひとも、やはり高齢者の皆さんもいるわけですから、見やすいようなパンフレットづくりをしっかりと担当に指示をして進めていきたいと思っております。

それから粗大ごみについても、やはりお年寄り世帯が多い中では、お年寄りがそういう大きなごみを向こうまで、宇嘉まで持っていくというのも大変厳しいところがありますので、その辺も区長の皆さんとも連携をとって、何とか公民館、あるいはまた村内１カ所、あるいはまた、えすの里等も活用する方法もあるし、その辺はぜひいい方向で進めていきたいと。

シルバー人材センターの件もありますけれども、実はシルバー人材センターのほうがいいのか、それとも生活協同組合にするのかというのを、私のほうで、ちょっとこれはいい事業だなという思いがあって、担当課とも調整しながら、ぜひともこういうことができるように進めていける組織というか、会をつくって対応できるように進めていきたいと思っております。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で新城一智議員の質問を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　私も一般質問を行いたいと思いますので、副議長と交代します。

休憩します。

（午後　３時０７分）

○　**副議長（東　武久）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時０８分）

○　**副議長（東　武久）**　議長にかわり、議長、平良嗣男議員の一般質問終了まで議長の職務を行います。

◇　平　良　嗣　男　議員

○　**副議長（東　武久）**　緊急時の消防防災ヘリコプター及びドクターヘリ・救急ヘリの離着陸ヘリポート建設の進捗状況の確認について、平良嗣男議員。

10番　平良嗣男議員。

○　**10番（平良嗣男）**　それでは一般質問をさせていただきたいと思います。

緊急時の消防防災ヘリコプター及びドクターヘリ・救急ヘリの離着陸ヘリポート建設の進捗状況の確認についてをお聞きしたいと思います。

本議会において、過去にわたり自然災害や緊急時の対応として、また村民の安全・安心確保の手段のために、24時間対応のヘリポート建設については早期建設を前提とした推進を確認したところでございます。国や都道府県におかれましては、今後発生が危惧される南海トラフ地震や琉球海溝近海地震による大津波等の想定対応が進められておりますが、大災害時の初動体制における最も重要な人命救助や被害状況の情報検索確認はヘリコプターが有効であると言われております。さきの東日本大震災において

は道路が流され寸断される状況下において、多くの命を救ったのはヘリコプターの機動力と実証されております。ヘリコプターが活躍できる前提が、昼夜24時間体制で離着陸可能なヘリポートを有することであります。

本村のやんばる地域は、都市への緊急医療搬送面からも時間的万全な体制とは言えません。24時間体制で離着陸可能なヘリポートを一刻も早く建設し住民の安全確保や観光振興にも大きく寄与できると確信しています。ちなみに、今年国頭地区行政事務組合消防本部の緊急ヘリ・ドクターヘリ搬送は月平均10回と伺っております。いかにヘリが身近な救命手段を担っているかがわかります。想定外が許されない対応には24時間対応のヘリポート建設が不可欠であります。一刻も早い建設を強く要望し、今後の具体的な推進について村の方向性を確認していきたいと思います。

○　副議長（東　武久）　村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　平良嗣男議員の質問にお答えします。

24時間対応のヘリポート建設の今後の具体的な推進についての方向性ですが、平成27年２月２日に、北部市町村会へ消防防災ヘリポート建設及び消防防災ヘリ運行についての要望書を提出し、北部市町村会から２月６日付で、沖縄県過疎地域振興協議会へ提出され、沖縄県過疎地域振興協議会から沖縄県へ、平成27年４月22日付で要請がされています。また、平成27年３月14日付で、沖縄県選出国会議員へ提出した要請書の中にも記載しております。平成27年８月６日には、沖縄県防災危機管理課職員による現状確認のための事情聴取がありました。今後、村としては機会あるごとに国、県に働きかけて建設実現に向けて努力してまいります。

○　副議長（東　武久）　10番　平良嗣男議員。

○　10番（平良嗣男）　先ほど北部市町村会への要請も行ったということであります。そこの中でちゃんとした、市町村会として県のほうに要請がちゃんと行っていれば大変ありがたいことでございます。私は北部市町村会または北部議長会においても私も申し上げておりますが、これは市町村会、そして北部議長会をも含めた要請行動というのを起こしていかなければできないなと思っております。

村長も御存じのように、平成27年度現在において消防防災ヘリコプターの保有状況は、47都道府県中、佐賀県と沖縄県が保有されていないというような状況は、もう村長も御存じのことであります。大宜味村に、市町村単独による24時間対応のヘリポートを建設して、隣接にヘリ格納庫を併用すれば、今後、沖縄県も防災ヘリ等に向けて検討を進めていると伺っております。そのためには、先にヘリポート建設を進めるとともに、県内においても必要性の高い北部地域が県防災ヘリコプターの基地として、誘致に有利性が生じるんじゃないかと私は思っております。また建設費についても、北部市町村圏事務組合の連携事業予算の活用ができるんじゃないかなとも思っております。３離島の夜間の救急輸送や、山、海、そして川等の事故対応にも24時間ヘリポートは大変重要であると思っておりますし、その建設はまさに災害にヘリコプターを活用する趣旨の事業の方向性とすると、県や国からも助成金が可能じゃないかなと私は考えております。現在運行の救急ドクターヘリは、航空法やドクターヘリ関連特殊法などにより、日没しか運行ができません。それは御存じのとおりでございます。そのためには、やはり大宜味村の結の浜に、これはお互い村長も思いがあると思いますが、結の浜の敷地にそのヘリポート基地、そして格納庫をつくることが、これは今、これまで災害の面においていろんな一般質問がございました。その中においても、やはり重要なものじゃないかと私は思っております。

そして沖縄県の地域防災計画が出ておりますが、その第４章の中の、第４款、そこの中に消防防災ヘリコプターの整備の検討というのがうたわれていて、県においては、消防防災ヘリコプター機の整備や消防防災ヘリコプターの導入について、市町村と連携を図り検討していくという県の地域防災計画が出ております。そういうことがある中で、いち早く我が村が、北部地域が名を上げて、そこのヘリ基地の施設をつくるための声を上げていく。そしてその中で先ほど言った格納庫をつくっていくということをすることにおいて、結の浜の皆さん方の安全、安心、そして離島の皆さん方、そしてやんばる広域の、山や川、そういうところに観光客が来る。そういう中でこの防災ヘリの活用というのが大変重要になるものだと思っております。我々やんばる地域、特に３村は、このドクターヘリの導入というのは、先ほども申し上げたように多い地域であります。これはこれだけの観光客が、その地域に来ることにおいて事故等も起こってきます。また、奄美やんばるの自然遺産ということで、１年おくれますが、それが認定されますと、特に観光客が多くなる。そういう中において、我が地域の防災関係においては大変重要になってくると思いますので、そこら辺を再度、私は北部市町村会、また北部の議長会においても、私が提案を前にやっておりますが、再度やろうと思っております。その中において、北部地域から声を上げて県のほうに強く要望し、いち早く、お互い北部地域に早めに基地をつくっていくということを要望したいと思いますが、再度、村長の御答弁を願いたいと思います。

○　副議長（東　武久）　村長。

○　村長（宮城功光）　今、議員から質疑がありましたように、北部のドクターヘリ、ＭＥＳＨサポートのほうの運行が今、日没５時までということでやっておりますけれども、実はこのＭＥＳＨサポートには北部振興会のほうから9,000万円余の補助をして運行しているような状況であります。さっきもあったように５時までで、夜間の運行ができないような状況でありますので、やはりどうしても防災消防ヘリの設置が必要ではないか。全国の中でも佐賀県と沖縄県が設置されていない状況ということで、県のほうとしても、５月ごろでしたか、全国の防災ヘリを持っている県に対してアンケート調査をして、今それをまとめて、何とか進めていきたいという方針を防災課のほうは持っているようであります。これができるかどうかというのは、これから我々地域としても県に対する要請をしていかなければなかなか厳しいのかなと思っております。

特に私は、今、国頭行政事務組合消防職員がやはり事件や事故、水難事故あるいは山の遭難、あるいは自殺等のそういう事案があったときには、消防職員がじかに歩いてそういう捜索をしたり、救い上げていくという状況で大変御苦労されているということを強く関係機関に訴えながら、今何とか一日も早い消防ヘリの設置を進めているところであります。そういう意味では、やはりお互いの結の浜の一部を防災消防ヘリの基地として活用できるようにぜひ進めていきたいという思いをしております。ぜひともこれからもしっかりと北部市町村会、あるいは県内市町村会に対しても積極的に設置要請をしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○　副議長（東　武久）　10番　平良嗣男議員。

○　10番（平良嗣男）　ありがとうございます。

本当に我が村から発信して、北部全域で取り組んでもらいたいと思います。今、那覇消防局が７月29日に各沖縄県の消防長を招集して、この防災ヘリに対する講習会を持っております。これは何かというと、その中に県のほうにやっと足を運んできているんです。なぜこういうふうに今なっているかというと、北部が防災ヘリの基地をつくって、そこに拠点を置きたいという思いを発信したために、那覇地区

が大変今、動いているわけです。私は那覇地区、中南部に防災ヘリ基地をつくるとか、そこに導入するということは、中身が余りないものだと私は思っているものですから、やはり北部地域にその基地をつくって、格納庫をつくり、そこから離島の皆さん方を輸送していくというふうな、やはり北部地域に、中南部より先にというのは、そういう話も出ているから私も言っているわけですけれども、そこら辺を今後、力合わせながら頑張って、これは北部の地に、その中の北部の地の中においても大宜味村の結の浜に置くという思いを強く訴えていって、早いうちにヘリポート基地ができるように力を合わせてやっていきたいと思うし、村長の強い思いをお願いしたいと思いますので、今後ともなお、北部市町村会の中においても、再度声を上げて、その雰囲気をつくっていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思いますが、最後に村長の思いを、再度聞いて終わりたいと思います。

○　**副議長（東　武久）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　先ほどから話しておりますように、当然これから、先ほど私どもは平成28年の世界遺産という話をしておりますけれども、実際きょう発表されるであろう、30年度と、１カ年がずれると、きょう恐らく発表されるんですけれども、そういうされていく中でもどうしてもやっぱり地域の安全、安心というのは、やはりそういう防災設備がしっかりと整わないと、なかなか世界から人を呼べないんじゃないかなという思いもたくさんしております。そういう意味では、ぜひともその防災消防救命ヘリがこの結の浜に拠点基地として設置できるように、国、県のほうに強く働きかけていくことを私も皆さんとともに頑張っていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○　**副議長（東　武久）**　以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

○　**副議長（東　武久）**　議長、平良嗣男議員の一般質問が終わりましたので、議長と交代します。
しばらく休憩します。

（午後　３時２５分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時２６分）

○　**議長（平良嗣男）**　これで一般質問を終わります。

◎休会について

○　**議長（平良嗣男）**　お諮りします。９月８日及び９日の２日間は、休会したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。
したがって９月８日及び９日の２日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。
大変お疲れさまでした。

（午後　３時２７分）

平成２７年第５回大宜味村議会定例会会議録

（第３号）平成27年９月10日

１．開議、散会の日時

開　　議（平成27年９月10日　午前10時00分）

散　　会（平成27年９月10日　午前10時57分）

２．出席議員（10名）

１番議員	大城佐一	６番議員	前田　孝
２番議員	新城一智	７番議員	安里重和
３番議員	仲井間宗利	８番議員	吉濱　覺
４番議員	金城　勇	９番議員	東　武久
５番議員	宮城辰徳	10番議員	平良嗣男

３．欠席議員（０名）

な　　し

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	宮城功光	会計課長	島袋経子
総務課長兼村史編纂室長	神里富松	教育長	友寄景善
財務課長	知念和史	教育課長	新城　寛
住民福祉課長	宮平和美	選挙管理委員会書記長	神里富松
企画観光課長	山城　均	監査事務局長	宮城　豊
産業振興課長兼農業委員会局長	大城　武		

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	宮城　豊	主事	松川雄太

６．議事日程（第３号）

日程番号	事件番号	件　　名	摘　要
1	議　　案 第４０号	平成26年度大宜味村工業用水事業会計未処分利益剰余金の処分について	質　　疑 委員会付託
2	議　　案 第４１号	大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例	質　　疑 委員会付託
3	議　　案 第４２号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	質　　疑 委員会付託
4	議　　案 第４３号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	質　　疑 委員会付託
5	議　　案 第４４号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	質　　疑 委員会付託
6	議　　案 第４５号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	質　　疑 委員会付託
7	議　　案 第４６号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質　　疑 委員会付託
8	議　　案 第４７号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質　　疑 委員会付託
9	議　　案 第４８号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質　　疑 委員会付託
10	議　　案 第４９号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	質　　疑 委員会付託
11	認　　定 第　１　号	平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質　　疑 委員会付託
12	認　　定 第　２　号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質　　疑 委員会付託
13	認　　定 第　３　号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質　　疑 委員会付託
14	認　　定 第　４　号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質　　疑 委員会付託
15	認　　定 第　５　号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質　　疑 委員会付託
16	認　　定 第　６　号	平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	質　　疑 委員会付託
17	議　　案 第５０号	大兼久林道災害復旧工事（19号災・１号箇所）の請負契約の変更について	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

○　議長（平良嗣男）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議案第４０号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　議長（平良嗣男）　日程第１　議案第40号　平成26年度大宜味村工業用水事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（平良嗣男）　異議なしと認めます。

したがって議案第40号　平成26年度大宜味村工業用水事業会計未処分利益剰余金の処分については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第４１号の質疑、委員会付託

○　議長（平良嗣男）　日程第２　議案第41号　大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

６番　前田　孝議員。

○　６番（前田　孝）　この個人情報関係のものについて、セキュリティー関係についてお伺いしておきたいと思います。

住民基本台帳や税・社会保障などの情報を取り扱う、いわゆる個人情報を管理する基幹系システムと、インターネットに接続して外部とデータをやりとりする情報系システムを、この２つが末端でつながった場合は、外部にこの個人情報が流出するおそれはないかということなんですが、その辺のセキュリティー対策はどのように考えておられるのか。この１点だけをお伺いいたします。

○　議長（平良嗣男）　休憩します。

（午前１０時０３分）

○　議長（平良嗣男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時０４分）

○　議長（平良嗣男）　総務課長兼村史編纂室長。

○　**総務課長兼村史編纂室長（神里富松）**　前田　孝議員にお答えしたいと思います。

まず、村が今契約している電算関係の業者にはセキュリティー対策を十分考慮するようにという処置はとっていきます。

それともう１つ、１月１日から実施されていくわけですが、この議会には提出しておりませんが、庁内連携については、各課との庁内連携なんですが、これについては12月議会で条例を定めるための上程を、新規の条例を制定するため、提出する予定にしています。

個人の情報なんですが、これは従来から変わりません。今の職員にはおのおの守秘義務がありますので、それも含めて、電算の使用も含めて十分に取り扱いは注意するような説明会等も今後開いていく予定にしています。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号　大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第４２号の質疑、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第３　議案第42号　大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号　大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第４３号の質疑、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第４　議案第43号　大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

６番　前田　孝議員。

○　**６番（前田　孝）**　確認しておきたいと思います。

この条例の改正については、附則に１項を加えているわけですけれども、これは準備行為と。その内容はわからないではないんですけれども、この準備行為が、この条例の施行前においても行うことができるという文言があるわけです。そして、その施行期日が平成28年４月１日から施行すると。これは必ずその準備行為がその以前に行うことでなくても、施行日をもっと前に持ってくれば別段差し支えないんじゃないかという疑問も出てくるんですけれども、それについて説明をお願いしたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　教育課長。

○　**教育課長（新城　寛）**　前田議員の御質疑にお答えします。

施行日を前もってやるような話になると、現在、小学校が、今の住所地にあります。その関係上、準

備行為という表現にしております。住所地が新しいところになるのが４月１日ということで、そういう形での表現になっておりますのでよろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　６番　前田　孝議員。

○　**６番（前田　孝）**　それはちょっとおかしいですよ。住所地が今新しい場所にあるから準備行為ということで言っているかもしれないけれども、じゃあ、これまで準備されているのは何ですかということです。今度の補正予算にも、あなた方、机の新規購入とか計上されているわけでしょう。来年４月１日の条例施行なんだけれども、準備行為としてそれを行うことができると。言うならば、当然平成27年10月１日からでも変わらないと思うんです、この準備行為ということだけ書いておけばですよ。事前に行うことができると書かないでも。それは法制執務上の、考え方の相違かもしれないですがね。さっきの答弁ではこれはちょっと理解苦しみます。準備行為そのものをやるためであれば、なんで来年４月１日じゃなくて、ことしの10月１日からでも準備行為入りますよということでやっておけば、同じことじゃないですか。あえてそういうあらわし方している。そこが私、ちょっと疑問なんです。法制執務上、通っているかどうかわかりませんけれども。さっきの説明ではちょっと無理があると思うんですが、いかがですか。

○　**議長（平良嗣男）**　教育長。

○　**教育長（友寄景善）**　準備行為の関係から４月１日じゃなくて、もっと前にできないかということなんですが、教育委員会としましては、学校の整備計画等がありまして、それに開校が平成28年４月１日ということをうたっておりまして。また住民説明会等におきましても、平成28年４月１日開校ということを住民に説明してきております。ですから、村民も平成28年４月１日開校ということで理解しておりますので、それに向けて、準備行為ということでこれからの準備を対応していきたいということで、４月１日を開校、それで準備行為を今議会で提出させていただきたいということでございます。

○　**議長（平良嗣男）**　６番　前田　孝議員。

○　**６番（前田　孝）**　これは解釈の問題だと思うんですが、附則に追加しているものは、この条例の施行日においても行うことができると。準備は早目にやりたいということはわかるわけです。そうであれば、附則も必ず、来年４月１日じゃなくても、この附則の本文からしたら、皆さんの狙いは何かということからすると、あえて４月１日というのはちょっと疑問を持つんです、誰でも。そう考えになりませんか。附則、施行日は何ですかということです。施行日は後においていて、附則の本文の中では事前準備ができますという書き方、整合性ないでしょう、２つ。こういう表現の仕方では。その辺、答弁は今はもうよろしいですよ。委員会の中で十分また議論していきたいと思いますので、その辺、委員会までにひとつ考え方をまとめておいていただきますようお願いしたいんですが、いかがですか。

○　**議長（平良嗣男）**　教育課長。

○　**教育課長（新城　寛）**　御指摘の点、委員会のほうでまとめてお話ししたいと思います。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。１番　大城佐一議員。

○　**１番（大城佐一）**　この件に関して、ちょっと本会議ではなくて委員会で聞くつもりだったんですが、今の答弁を聞くと納得いかないところがあるので質疑いたしたいと思います。

今の答弁では、施行日を平成28年４月１日から施行するということで、孝議員からあったとおり、これは前もって、私の考えも前もってできるんじゃないかなと思っております。そしてこの別表から、この条例の施行前において行うことができるということで、これはやはり条例は条例でちゃんと決められ

ているわけなんです。これがあたかも、条例の施行もしないのにこれは前もって準備行為ができるということが、例えばこれが慣例となっていろんな方面にも、これは波及してくるんじゃないかとちょっと危惧するんですけれども。

これとあと１点は、これは一般質問でも人材育成の件でも散々言っているんだが、みんなこの教育委員会の都合のいいような方向に、解釈に変えているんじゃないかと感じたんですが、その辺どうですか。

○　議長（平良嗣男）　教育課長。

○　教育課長（新城　寛）　今、施行日においての期日でいろんな面で不都合が出てくるという話ではないと、こちらのほうでは施行日を４月１日ということでやっております。

それと今いろいろ、人材育成基金等、教育委員会のやっていいようにという話であったかと思いますけれども、これについては県のほうの調整も行いながら、確認をして近隣市町村の事例も参考につくってきた条例でございますので、御理解お願いしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　やっぱりこれは、何というか、平成28年４月１日を、これは最初から平成28年４月１日にこだわりすぎて、あたかも圧迫されたような準備期間にしか思えません。本当にこの平成28年４月１日というのがくせ者で、今までの統合に関してもはっきりした理由も明かさない。そういうもろもろからこんな変な条例のつくり方にも及んでいると思いますので、やっぱりこれはいろんなものは前もって早目に、これは統合が決まっている、日にちが決まっているんだから、なぜ前もって、余裕もって何もかも準備してこないのか。これはいろんな何かがあると言っているんですが、その辺を変えればできないことでもないのか。その辺もう１点。私が思うには、本当にこれは平成28年４月１日というのは、これは拙速な話だと思っていたんですが、もう少し余裕を持って、この期日を延ばせば、これは楽にできなかったのか、その１点をお聞きしたいと思います。２点ですね。

○　議長（平良嗣男）　教育課長。

○　教育課長（新城　寛）　今回の条例改正、附則に関しての準備行為については、１番の必要とされるものについては、現在４月から準備のために指導主事等もいることはいるんですが、県費のほうで11月から５カ月間、県費のほうで準備室が置けるようになります。その県費共有分をやるためには、その準備行為の条項、附則のほうが必要という話の中で今回いたしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号　大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第４４号の質疑、委員会付託

○　議長（平良嗣男）　日程第５　議案第44号　大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号　大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第４５号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第６　議案第45号　平成27年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

２番　新城一智議員。

○　**２番（新城一智）**　では、一般会計補正予算について質疑したいと思います。

11ページ、財務課お願いします。16款１項１目２節、寄附金、歳出のほうでも積立金としてあるんですが、歳入のほうでお伺いしたいと思います。大分すごい寄附金がこれだけ集まっているのは、やっぱり大宜味村に対する思いがある方々がそういうふうに寄附されていると思いますが、この2,277万8,000円という金額が上がっているんですけれども、大体何件ぐらいの寄附で、どれぐらいの金額が大体主な金額というか、どれぐらいの寄附金の額、どれぐらいされている方が多いのか、その辺もし今手元にあるんでしたら伺います。もしなければ、また委員会で聞きたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　財務課長。

○　**財務課長（知念和史）**　お答えいたします。

正確な件数は今持っていないんですが、1,000件近くの寄附があります。主に多いのが２万円の寄附です。去年までの寄附に関しては、やっぱり村出身者であったり、村関係者の寄附が多かったんですが、今回５月から返礼品の事業を始めまして、特にマンゴーの申し込みが多くて、そのマンゴーに関しては２万円の寄附でマンゴーの返礼品があるということで、一番多いのがマンゴー。1,000個を上限として受け付けしていたんですが、７月でもう締め切る状態で、全て契約した分は完了しております。今ホームページを見てもマンゴーとモズクについては締め切っている状態で、また次年度ということでやっております。件数の詳しい資料についてはまた委員会のほうで御説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第45号　平成27年度大宜味村一般会計補正予算は、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第４６号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　議長（平良嗣男）　日程第７　議案第46号　平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（平良嗣男）　異議なしと認めます。

したがって議案第46号　平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第４７号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　議長（平良嗣男）　日程第８　議案第47号　平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（平良嗣男）　異議なしと認めます。

したがって議案第47号　平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第４８号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　議長（平良嗣男）　日程第９　議案第48号　平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第48号　平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第４９号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第10　議案第49号　平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって議案第49号　平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算は、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○　**議長（平良嗣男）**　お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎認定第１号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第11　認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

６番　前田　孝議員。

○　**６番（前田　孝）**　１点だけお伺いをしておきたいと思います。

まず、収入の確保面から、村税においてはまだ収入未済額と不納欠損額、大分決算上あらわれております。執行部としてはいろいろな手法を使って収入確保に努力しているということで監査の意見書にもあるわけですけれども、まだまだ多額のそういう収入未済額等があるということは、やっぱり善良な納税者との均衡を保たなければならんだろうという点から考えているわけですけれども、今後の取り組みについて、どのように収入未済額と不納欠損額の圧縮に努力していかれるお考えなのか。その考え方だ

けをお伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　財務課長。

○　**財務課長（知念和史）**　お答えいたします。

やはり一般財源の確保にふるさと納税ではなくて、また大切な税であります住民税から、固定資産税、軽自とですね、去年よりは収納率は全税についてアップしております。しかしながら、まだ未収入額、不納欠損等を行っている状態であります。不納欠損につきましては、平成26年度決算におきましては18条関係の不納欠損はなく、全て15条関係の不納欠損ということで、決算でもおわかりのところだと思いますが、やはり固定資産税につきましては試算があるということで、15条関係で難しい面もあるんですが、できる限りの滞納処分等を今後も続けて、未収入額、不納欠損の圧縮に向けて今後も頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　これで質疑を終わります。

本件については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第２号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第12　認定第２号　平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって認定第２号　平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第３号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第13　認定第３号　平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって認定第３号　平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第４号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第14　認定第４号　平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって認定第４号　平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第５号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　**議長（平良嗣男）**　日程第15　認定第５号　平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって認定第５号　平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第６号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○　議長（平良嗣男）　日程第16　認定第６号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（平良嗣男）　異議なしと認めます。

したがって認定第６号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○　議長（平良嗣男）　お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定によって、お手元に配りしました名簿のとおり選任したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　議長（平良嗣男）　異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第５０号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○　議長（平良嗣男）　日程第17　議案第50号　大兼久林道災害復旧工事（19号災・１号箇所）の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　議案第50号　大兼久林道災害復旧工事（19号災・１号箇所）の請負契約の変更について

平成27年２月23日締結した大兼久林道災害復旧工事（19号災・１号箇所）の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

１　既契約金額　　金5,724万円

２　増　　額　　金　665万8,200円

３　合計変更契約金額　　金6,389万8,200円

平成27年９月10日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

法面形状の変更に伴い増額変更の必要があり、地方自治法第96条第１項第５号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容については、担当課長から説明いたします。

○　議長（平良嗣男）　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

（大城　武産業振興課長兼農業委員会局長　登壇）

○　産業振興課長兼農業委員会局長（大城　武）　議案第50号の説明をいたします。

大兼久林道災害復旧工事（19号災・１号箇所）の請負契約の変更についてを説明します。

本工事は、平成27年第１回臨時議会で可決された案件の変更契約となっています。

今回の主な変更内容は、土工事及び法面保護工の２点となっています。いずれも法面形状の変更に伴う増額となっています。

土工につきましては、人力切り崩し及び法面整形の数量の増加による変更であります。法面保護工については、吹付枠工及び植生基材吹付工の増加による変更です。

また、工期につきましては、台風12号及び15号の影響によって作業ができない日にちがありましたので、工期を延長しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

７番　安里重和議員。

○　７番（安里重和）　担当課長にお伺いしたいと思いますが、付託省略なものですから、ちょっと確認事項をやっておきたいと思います。

工種等、そういうものについてはほぼ想定できます。これが契約が９月８日、きょう工期ですよね。例えばこれが否決された場合、どのようなペナルティーがあるのか、この請負業者に対して。お伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○　議長（平良嗣男）　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○　産業振興課長兼農業委員会局長（大城　武）　安里議員の質疑にお答えします。

工期が切れてしまっての施工になった場合には、災害復旧工事そのものが国、県の補助金という形で施工していますので、ペナルティーとなりますと、補助金が受けられない可能性もあるかと思います。以上です。

○　議長（平良嗣男）　７番　安里重和議員。

○　７番（安里重和）　補助金が受けられないということは、業者は金もらえないということですよね、単純には。そのとき、請負者はどういう形になりますか、信用、丸崩れですよ。実際、きょう工期なものですから、とりあえずきょう決をとれば間に合います。これが例えばさっき言ったように決とれない場合にはどうなるかと、もう心配なんです。これまで延びた理由、実際これ見てわかりますけれども、実際そうじゃないんじゃないかなと、私想定もあります。この間、中止命令とかがありましたか、ひとつお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○　**産業振興課長兼農業委員会局長（大城　武）**　特に中止命令とかはなくて、大雨、台風接近等による場合には工事をとめてもらうような状況はありました。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　７番　安里重和議員。

○　**７番（安里重和）**　あまり質疑したくないんだけど、例えば数量というのは実際何日前まで提出したのか、現場からですね。それに対して工程ですね、じゃあその時点でどうだったのか。それというのは大体想定できると思うんです、課長も。そうだったらせめて１週間か２週間前ぐらいにやっぱり契約してほしいと思ったんです。その点、最後に一言よろしくお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○　**産業振興課長兼農業委員会局長（大城　武）**　確かに議員指摘のとおり、本来ですと定例会以前に精算設計を行って、契約までやって、議案を提出すべきでしたが、ちょっと積算で手間取ったところがありまして、この契約がおくれた状況です。やっぱりこういったことは今後、早目早目の積算と契約に結びつけるような措置をちゃんととっていきたいと思います。以上です。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号　大兼久林道災害復旧工事（19号災・１号箇所）の請負契約の変更については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第50号　大兼久林道災害復旧工事（19号災・１号箇所）の請負契約の変更については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号　大兼久林道災害復旧工事（19号災・１号箇所）の請負契約の変更についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第50号　大兼久林道災害復旧工事（19号災・１号箇所）の請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午前１０時４５分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５５分）

◎諸般の報告

○　**議長（平良嗣男）**　これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に宮城辰徳議員、副委員長に前田　孝議員、決算審査特別委員会委員長に前田　孝議員、副委員長に安里重和議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎休会について

○　**議長（平良嗣男）**　お諮りします。委員会審査のため９月11日、14日、15日及び16日の４日間は、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって９月11日、14日、15日及び16日の４日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○　**議長（平良嗣男）**　以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前１０時５７分）

平成２７年第５回大宜味村議会定例会会議録

（第４号）平成27年９月17日

１．開議、閉会の日時

開　　議（平成27年９月17日　午後２時00分）

閉　　会（平成27年９月17日　午後３時53分）

２．出席議員（10名）

１番議員	大　城　佐　一	６番議員	前　田　　孝
２番議員	新　城　一　智	７番議員	安　里　重　和
３番議員	仲井間　宗　利	８番議員	吉　濱　　覺
４番議員	金　城　　勇	９番議員	東　　武　久
５番議員	宮　城　辰　徳	10番議員	平　良　嗣　男

３．欠席議員（０名）

な　　し

４．地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な　　し

５．職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長　　宮　城　　豊　　主　　事　　松　川　雄　太

６．議事日程（第４号）

日程番号	事件番号	件　　名	摘　要
1	同　　意 第　６　号	教育委員会教育長の任命について	提案説明 付託省略
2	議　　案 第４１号	大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議　　案 第４２号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議　　案 第４３号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議　　案 第４４号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	委員長報告 質疑～表決
6	議　　案 第４５号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
7	議　　案 第４６号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
8	議　　案 第４７号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
9	議　　案 第４８号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
10	議　　案 第４９号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
11	議　　案 第４０号	平成26年度大宜味村工業用水事業会計未処分利益剰余金の処分について	委員長報告 質疑～表決
12	認　　定 第　１　号	平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
13	認　　定 第　２　号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
14	認　　定 第　３　号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
15	認　　定 第　４　号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
16	認　　定 第　５　号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
17	認　　定 第　６　号	平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	委員長報告 質疑～表決
18	陳　　情 第１１号	所得税第56条の廃止を求める要請書	委員長報告 質疑～表決
19	陳　　情 第１４号	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件　　名	摘　要
20	陳　　情 第１２号	県産品優先使用について（要請）	委員長報告 質疑～表決
21	陳　　情 第１６号	根路銘区への村営団地誘致に関する請願書	委員長報告 質疑～表決
22	意　見　案 第　３　号	米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する意見書	提案説明 付託省略
23	決　議　案 第　２　号	米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する抗議決議	提案説明 付託省略
24	意　見　案 第　４　号	「安全保障関連法案」に反対し速やかな廃案を求める意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

○　議長（平良嗣男）　これから本日の会議を開きます。

（午後　２時００分）

◎同意第６号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○　議長（平良嗣男）　日程第１　同意第６号　教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長　登壇）

○　村長（宮城功光）　同意第６号　教育委員会教育長の任命について

大宜味村教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　所　　大宜味村字大兼久３番地

氏　名　　島袋きよみ

昭和27年７月５日生

平成27年９月17日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

任期満了及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を任命する必要があり、同意を求める。

どうぞよろしくお願いします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

２番　新城一智議員。

○　２番（新城一智）　では、教育委員会教育長の任命についての同意案件について、村長に対して質疑を行います。

この同意案件は、議会始まる前に同意第７号として上げる予定で最初ありました。一旦、上程はしないで、今回、きのうですか、急に上げてこられたんですが、私は村長といろいろ懇談する機会があって、今、上げられている島袋きよみ氏の件は薄々わかってはいたんですが、９月議会が始まる前、９月１日に告示しているんですが、この前後まで本当にこの方が上がってくるのかというのは、知っている議員もいたかもしれませんが、ほとんどの議員が同意案件でこの方が上がってくるのは知らないというところがあったと思います。村長はこの人事については、過去、長年議員も経験されて、議長も経験されて、十分にそういうシビアな部分であるということはわかっていたと思います。なぜそういうことについて、急にこういう形になったのか。

それとこの教育長については新教育長ということで、今回もし教育長が生まれるのであれば、新しい教育長、教育委員長と兼ねて、やっぱり責任も十分重くなります。教育委員会は、島袋きよみ氏は長年教育者として勤め上げて、校長で退職されているんですが、学校教育についてはまさしく現場上がりで

精通しているところはあると思うんですが、社会教育的あるいは文化的、総合的に教育長という職についてもらわないといけないと思うんです。そこで村長は、そういうカバーも含めてどう考えるのか。今までの人事案件を上げるときの村長の本気度が見えてこないものですから、ちょっと疑問に思うところがあるんです。その辺について村長の意思をお聞きしておきたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　村長。

○　村長（宮城功光）　現職の教育長がいる中で、新たな教育長選任という状況になっておりまして、それをどういうふうに周知徹底するかというのも、非常にやりづらいところは確かにありました。そういう面では、十分私が議員の皆さんに伝えることができなかったというのは、反省もしなければいけないし、しかし私としては、皆さんは十分御承知のことだと認識をしていた関係でそういうふうな結果になったのかなという思いがしております。

それから、きよみ先生は教職、本職では37年ほど教員として各学校で教員、教頭、そして校長として各学校の管理運営を頑張ってこられました。そういう中で私は、今回どうしても女性起用という立場から、今回女性の方を教育長にあげたいという思いで、できるだけ喜如嘉校区あたりをどうかという思いで喜如嘉校区に何名か当たったんですけれども、なかなか人選ができなくて、ある喜如嘉校区の方がこういう先生がいいんじゃないですかという意見がありましたので、そういうふうな検討をしましょうということで今回こういうふうな形で提案しているところであります。

それから、学校関係の運営について、議員質問のとおり十分運営はできるという御理解をいただいていると思います。先ほどの、ほかの文化面とかいろんな面でどうかという、総合的な教育分野でどうなのかということに対しては、教育長はかわりますけれども、教育委員会の職員そのものは業務的なものについては十分カバーしてやっていけるんじゃないかと思っておりますし、私もそういう大宜味村の人材をもって資源となす、そういうことを常に話をしながらやっている中で、本当に教育立村としてできるかなということも模索しながら、これから本当の意味で教育立村として宣言できるぐらい、そういうふうな方針をしっかりと新教育長が誕生したら、その辺についても十分カバーをしながらしっかりやっていきたいという考えを持っております。

○　議長（平良嗣男）　２番　新城一智議員。

○　２番（新城一智）　やはり一番シビアな部分を持ってきた、今村長、現職の教育長がいる中で進めにくかったというところも理解できるところなんですが、これは９月30日が任期満了なんです。６月あたりからでも、本来ならそういうことが村長の意思として決まっているのであれば、そのころからある程度、水面下でも調整も含めて、いろんな議論を交わす必要があったんじゃないかというのが私の思いです。村長は常々、私も村長の後輩に当たりますが、懇談の中でも、議員は村長を目指して、村長の立場と同じように考えて議員活動をするのがいいんじゃないかということの励ましもいただきながら私も今議員として務めているところなんですが、そう考えると、果たしてこういう進め方とか、今の村長の強い思いというのも。女性登用という部分では、私もそういうのはあっていいと思うんです。これからの教育行政のあり方、進め方、強化の仕方がまだ見えてこない部分があるものですから、この方が絶対だめというわけじゃないんですけれども、私はもっと村長とこの件については議論させていただきたい。その意味でも急に上がって同意してくれというのは、ちょっとまだ、私はもう少し村長と議論したいという気持ちがありますので、その辺をお酌み取り願って、今後もし、採決の段階でどうなるかはわかりませんが、村長にはまだ副村長という同意案件も残っています。そういう意味で、きちんと自分の姿勢

を、誠意を持って各議員含めて、もっと本音でいろいろ語り合っていただきたいというのが本心ですので、今回出されたものに対して一議員として、どうかという思いでいますので、村長その辺も考えながら今後、この同意案件もそうですが、副村長の同意案件も含めて、きちんと進めていただきたいと思いますがいかがですか。

○　**議長（平良嗣男）**　村長。

○　**村長（宮城功光）**　私は、そういう意味では十分、これ以上のことはできないんじゃないかと思っております、正直なところ。なぜこの人がだめなのか、その辺をしっかりと答えてもらわないと、私の方針としても、やはり、私はその人だから大丈夫という思いで出しているわけですから、副村長もそういう思いで皆さんにもお話ししたとおり、やはり政策を進めていく中にはこの人が必要だという思いで進めているわけですから、その辺については御理解をいただきたいというのが私の気持ちです。

当然、人事案件は、やはり議会の同意がなければなかなか通るわけではありませんけれども、ぜひともなぜなのか、なぜこれではいけないのかということも意見を言ってもらって、そうじゃないとなかなかその辺が私としても理解できないし、また村民も理解できないんじゃないかなと思っておりますので、その辺よろしくお願いしたいと思っております。

この件については、ぜひとも今回提案している同意案件については、皆さんの本当の、今後の教育行政の推進のためにはどうしても必要だと思っておりますので、どうかひとつ同意していただきますようにお願い申し上げます。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　これで質疑を終わります。

同意第６号　教育委員会教育長の任命については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略することについてを採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって同意第６号　教育委員会教育長の任命については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　次に原案に賛成者の発言を許します。

６番　前田　孝議員。

○　**６番（前田　孝）**　それでは賛成討論を申し上げます。

本同意案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が平成26年６月13日に成立し、教育委員長と教育長を統合した新たなポストの教育長の選任同意案件であります。また同法の改正は、教育と福祉や地域活性化などと結びつけて、総合的に推進するための長と教育委員会で構成する総合教育会議が新たに設けられるなど、教育委員会の制度が約60年ぶりの大転換となっております。

そのような中で、本村においては、来年４月１日の統合後の新小学校の開校、中学校の移転による開校があと半年と迫ってきております。現教育長が今月30日までの任期満了となっていることから、今回

提案されております新教育長の同意は今月中に行わなければならないということは、議員各位も御承知のとおりであります。教育長の不在は絶対避けなければならないことであります。

提案されております島袋きよみさんは、教員生活約37年の教員経験の中で、その間12年間は教頭や校長の要職を務めております。今後の教育行政に期待するものであります。

本村の児童生徒の教育環境の面からも新教育長の任命ができますよう、議員各位の賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○　**議長（平良嗣男）**　ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　これで討論を終わります。

これから同意第６号　教育委員会教育長の任命についてを採決します。

念のため申し上げます。採決は起立により行いますが、起立しない方は反対とみなします。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○　**議長（平良嗣男）**　起立少数です。

したがって同意第６号　教育委員会教育長の任命については、同意しないことに決定しました。

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午後　２時１８分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時１９分）

◎議案第４１号～議案第４４号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第２　議案第41号　大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例、日程第３　議案第42号　大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例、日程第４　議案第43号　大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び日程第５　議案第44号　大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についての４件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 135 号

平成27年９月16日

大宜味村議会議長　平　良　嗣　男　殿

総務常任委員会

委員長　吉　濱　　覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により

報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第41号	大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第42号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第43号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第44号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	原案可決 全会一致

（吉濱　覺総務常任委員会委員長　登壇）

○　総務常任委員会委員長（吉濱　覺）　ただいま議題となりました議案第41号から議案第44号までの４件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長兼村史編纂室長、住民福祉課長、企画観光課長、及び教育課長の出席を求め、９月14日午後１時30分から審査いたしました。

まず、議案第41号　大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例について、を報告いたします。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」の施行に伴い、条例を改正するものです。主な改正点は、第２条の定義に特定個人情報、情報提供等記録、特定個人情報ファイルを加え、条文中の「個人情報」は「個人情報に該当しない特定個人情報を含む」とし、「特定個人情報保護評価」「特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知」「特定個人情報ファイル簿の作成及び公表」「特定個人情報の利用の制限」「情報提供等記録の提出先への通知」「特定個人情報の利用停止の請求」「利用停止請求に対する決定等」「利用停止決定等の制限」これらを新たな条に加えており、この条例の施行は平成27年10月５日からとなっております。

次に議案第42号　大宜味村手数料条例の一部を改正する条例、を報告いたします。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」の施行に伴い、条例を改正するものです。改正点は、別表第１に「個人番号カードの再交付手数料１件につき800円」「個人番号通知カードの再交付手数料１件につき500円」を加えるものです。なお、この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、個人番号カードの再交付手数料の改正規定は、平成28年１月１日から施行することとなっております。

次に議案第43号　大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、を報告いたします。

本案は、大宜味村立４小学校における統合及び小学校移転による、準備行為が行えるようにするため、

条例の一部を改正する必要があるためとなっております。

次に議案第44号　大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について、を報告いたします。

本案は、過疎地域自立促進法第６条第７項の規定により、大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）を小学校の統合新設、中学校の移転に伴い、児童生徒の送迎対応にスクールバスを購入する必要があるための変更となっております。

議案第41号から議案第44号までの４件についていずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○　議長（平良嗣男）　以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第41号　大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号　大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号　大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　議長（平良嗣男）　起立全員です。

したがって議案第41号　大宜味村個人情報保護条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第42号　大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号　大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号　大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　議長（平良嗣男）　起立全員です。

したがって議案第42号　大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号　大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号　大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号　大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　議長（平良嗣男）　起立全員です。

したがって議案第43号　大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第44号　大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号　大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についての討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号　大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○　議長（平良嗣男）　起立全員です。

したがって議案第44号　大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第４５号～議案第４９号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○　議長（平良嗣男）　日程第６　議案第45号　平成27年度大宜味村一般会計補正予算、日程第７　議案第46号　平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第８　議案第47号　平成27年度大

宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第９　議案第48号　平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第10　議案第49号　平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の５件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 １２９号
平成27年９月14日

大宜味村議会議長　平　良　嗣　男　殿

予算審査特別委員会
委員長　宮　城　辰　徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第45号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 賛成多数
議案第46号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第47号	平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第48号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第49号	平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 全会一致

（宮城辰徳予算審査特別委員会委員長　登壇）

○　予算審査特別委員会委員長（宮城辰徳）　ただいま議題となりました議案第45号から議案第49号までの５件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として関係課長及び係長の出席を求め、９月11日午前10時から審査を行いました。

議案第45号　平成27年度大宜味村一般会計補正予算については、質疑・討論はなく賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号　平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第47号　平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、議案第48号　平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第49号　平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の４件について、いずれも質疑、

討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○　議長（平良嗣男）　以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第45号　平成27年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号　平成27年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

８番　吉濱　覺議員。

○　８番（吉濱　覺）　議案第45号　平成27年度大宜味村一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行います。

本案の予算には、結の浜安心安全な環境づくり整備事業が予算計上されています。予算審査特別委員会での議案説明によると、避難階段の全体平面図などが提示され、平成27年度に避難路や階段、平成28年度、避難広場の設置を実施するとしていますが、避難路や避難時間に関する説明内容などが不十分で、国などが示している安全、安心が得られる津波避難計画になっていると認められません。

予算審査特別委員会終了後に提出された結の浜地区における防災基本策定業務概要（平成26年10月）によると、結の浜における津波避難路施設整備計画における類似校は、結の浜地区における緊急避難場所及び津波避難路は、大宜味村地域防災計画（平成25年度）や、沖縄県津波避難計画策定指針（平成24年）、沖縄県津波被害想定調査（平成23年、24年）において、津波浸水想定モデルで設定された津波浸水予想図（大宜味村）などを踏まえ計画を行う。国の防災基本計画では、津波到達時間内に安全な時間に避難することを原則として、おおむね５分以内に避難を目標としているが、地形の起伏や土地利用状況、施設整備から実現不能な場合も考えられる。沖縄県実施の津波被害想定調査では、結の浜地区の津波第一波到達時間の最短時間は32分であり、現時点ではこの時間内に確実に安全な場所に避難できる態勢を整え、将来に５分以内に避難を実現できる環境を整えていく。避難場所は浸水想定区域外の高台や避難施設とし、津波到達時間まで避難が困難な場合は、浸水想定区域内に避難施設、避難ビルなどに避難することとする。沖縄県津波避難計画策定指針によれば、浸水深が５メートル未満の場合も、標高５メートル以上の建物に避難することを原則としており、避難経路の整備計画を踏まえ、必要に応じて避難施設、避難ビルなどの整備も検討する。なお、津波避難路は津波浸水予想図を基本に、主な施設別に避難可能距離、緊急避難箇所を設定し経路案を作成する。また計画作成においては、実際に避難する住民や施設利用者などの意見、把握を行い、計画に反映していくと証明しています。

結の浜地区の第一波到達時間の最短時間は32分で、避難可能距離を算定すると、沖縄県津波想定計画策定指針によると、津波避難可能な距離は通常歩行速度で2,112メートル、東日本災害時平均速度で1,190メートルとなっています。国土交通省の避難を想定した避難路、避難施設配備避難誘導距離は通常歩行で563メートル、歩行困難者281メートルとなっています。また国の防災計画や沖縄県津波避難計画策定指針によると、避難ができる限界の距離は1,000メートルを目安としています。村指定の緊急避難所、緊急避難可能距離約620メートルから約1,000メートルを踏まえ、地点①の村営団地マーランガー団地では結の浜地区の場合、最も近い大宜味村指定の津波緊急避難場所として上原公民館があるが、国道58号から1.4キロメートル離れている。村営団地マーランガー団地は移動距離が約１キロにあり、徒

歩約11分であり、津波避難の目標地点とする地点②の避難ビルとして設定する小中学校は予定２階建て、高さ約7.6メートルを想定され、また海抜高度が6.6メートル程度にあることから、屋上部分では14メートル以上と予想されるため、避難対策地域内の津波避難ビルとして設定する地点③の国道58号沿いに一部海抜高度50メートルを超えている高台の箇所は既存の道路を利用して、村営結の浜団地から移動した場合、距離は0.6キロメートル、歩行の場合は８分程度、小中学校予定からは距離は１キロ、歩行約13分程度である。

しかし、本案の結の浜安心安全な環境づくり整備事業の予算説明資料、予算審査特別委員会終了後に提出された結の浜地区における防災基本対策業務概要と、これまでの村や教育委員会の資料などを精査してみた。国は津波到達予想時間と避難する際に要する歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想まで避難が可能な距離、範囲を設定するとしています。また限界距離の1,000メートルを超える地域の避難対策や将来５分以内に避難を実現できる環境を整えていくとしています。

一方では、村長は結の浜については、防災計画調査測量設計業務の委託とし、12月までは避難経路が完成する計画を取り組んでいるところです。大宜味村は全く困難場所ではない位置づけで、５分以内で十分避難することが可能だという。平成27年度に避難路の実施については、しっかりと保護者や村民に報告ができるように対応したいと思っています。

また、教育長は最新のハザードマップによりますと、１センチから30センチの浸水が一部の学校敷地であるということで、村内各集落、海岸沿いの集落のどこよりも結の浜のほうが安全性が高いということになっています。今後、東日本大震災の教訓を生かして、適切に安全避難できるように、今後ともに住民に説明しながら納得いってもらうような形で開校にこぎつけていきたいと思っていますと公言しています。結の浜地区における防災基本策定業務概要によると、現段階では津波到達時間内に安全な場所に避難することを原則として、津波避難計画を策定するものとして、将来に向けて５分以内に避難を実現できる環境を整えるものとする。避難する場所は、浸水想定区域外の高台や避難施設とする。津波到達時間までに避難が困難な場合は、浸水想定区域内の避難ビルなどに避難する。教育長は村の集落で最も安全であることや、また沖縄県津波浸水想定図によると、敷地一部に１メートルから30センチの浸水にあることや、沈下量30センチあることを説明しています。しかし、浸水深が0.3から１メートルになると、避難行為がとれなく、動くことができないことや、浸水深が１メートルから２メートルになると津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなるとの浸水被害の目安となっています。また大潮満潮時に約１メートル海面が高くなることや液状化の問題もあります。なぜ、村内で最も安全だと言っている結の浜地区に津波襲来時に高台へ避難する時間的に余裕がない場合に、津波から身を守るために一時的に避難するための津波一時避難施設の避難ビルとして設置する小中学校校舎は、避難対策地域内の津波避難ビルとして設置するなどの位置づけがされています。

これまでに行政が説明していたことと、結の浜地区における防災基本策定業務概要版との安全、安心に対する矛盾が浮き彫りにされ、不安はますます深まり、行政に対する懸念は払拭されません。東日本大震災の教訓を生かして、適切に、安全に避難できるように、今後とも住民に説明をしながら、納得してもらうような形で開校にこぎつけていくために、一日も早い安全対策と保護者、住民説明会を実施することや、安全安心が得られる津波避難計画の事業実施を求め、本村の未来を担う子や住民の命を守るためにも反対せざるを得ません。どうか本議案に対する各議員の賛同を求め、反対討論といたします。以上です。

○　議長（平良嗣男）　次に原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　これで討論を終わります。

（「議長、議事進行上の発言許可を願います」と呼ぶ者あり）

○　議長（平良嗣男）　６番　前田　孝議員。

○　６番（前田　孝）　議事進行上の発言をいたします。

先ほどの反対討論を聞いておりますと、討論とは何ぞやということに逸脱していると私は感じてならないんです。討論の中で、村長はこういう答弁をしておりますという発言もあったのですが、それは予算審査委員会の中で、予算審査委員長の報告の中では、質疑、討論はありませんでしたということの委員長報告があるんです。休憩中でのお話のものを持ち出してきたのではこれは大変なことです。今議会は大変ですよ。もっとこの結の浜の安全、安心の計画性の問題で反対するならば、その中身が具体的に書かれていないから、もっとこういう見直しのために反対せざるを得ないんだったらまだわかりますよ。先ほどの討論は一般質問での論議ですよ、これ。予算、原案に対しての討論というのはどういうことかということを認識してもらわないと。私、今議会、前にもそういう議事進行で発言を求めたんですが、これはお互い終わってでもいいですから、議員全員、全協でもいいですから時間があったら開いて、そういう方法をとらないと、この討論の仕方は大変ですよ。また、委員会は全員で委員会を構成している中で、質疑、討論はありませんでしたという中で、また本会議では討論をすると。そういうあり方でいいのかどうか。今後の議会運営委員会の中で非常に苦慮していると思いますので、議長に申し上げておきます。議事進行上の発言でやっておきます。

○　議長（平良嗣男）　ありがとうございました。

これから議案第45号　平成27年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○　議長（平良嗣男）　起立多数です。

したがって議案第45号　平成27年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第46号　平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号　平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号　平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第46号　平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第47号　平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号　平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号　平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第47号　平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第48号　平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号　平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号　平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第48号　平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第49号　平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号　平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号　平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第49号　平成27年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○　**議長（平良嗣男）**　休憩します。

（午後　２時５６分）

○　**議長（平良嗣男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時１０分）

◎議案第４０号、認定第１号～認定第６号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第11　議案第40号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第12　認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第13　認定第２号　平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14　認定第３号　平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15　認定第４号　平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16　認定第５号　平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第17　認定第６号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての７件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

大 議 第 １３７号

平成27年９月16日

大宜味村議会議長　平　良　嗣　男　殿

決算審査特別委員会

委員長　前　田　　孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第40号	平成26年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決 全会一致
認定第１号	平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認　　定 全会一致
認定第２号	平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定 全会一致
認定第３号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定 全会一致
認定第４号	平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定 全会一致
認定第５号	平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定 全会一致
認定第６号	平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	認　　定 全会一致

（前田　孝決算審査特別委員会委員長　登壇）

○　決算審査特別委員会委員長（前田　孝）　ただいま議題となりました議案第40号、認定第１号から認定第６号までの７件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、９月15日、16日の２日間にわたり説明員として関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているか、剰余金の処分が適正であるかを審査いたしました。また、質疑においては村長及び教育長の出席のもと審査を行いました。

議案第40号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、平成25年度から開始された公営企業会計によるもので認定第６号に関連することから本委員会に付託されたものであります。質疑、討論はなく全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、

認定第２号　平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第３号　平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第４号　平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第５号　平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

及び、

認定第６号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定の６件についてはいずれも、質疑、討論はなく、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げましたが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げまし

て報告を終わります。

○　**議長（平良嗣男）**　以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第40号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって議案第40号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって認定第１号　平成26年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第２号　平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第２号　平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を

行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第２号　平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって認定第２号　平成26年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第３号　平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第３号　平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第３号　平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって認定第３号　平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第４号　平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第４号　平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第４号　平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の

方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって認定第４号　平成26年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第５号　平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第５号　平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第５号　平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって認定第５号　平成26年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第６号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第６号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第６号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって認定第６号　平成26年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

◎陳情第１１号及び陳情第１４号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○　議長（平良嗣男）　日程第18　陳情第11号　所得税第56条の廃止を求める要請書及び日程第19　陳情第14号　「30人以下学級完全実現」を求める陳情を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 １３６号

平成27年９月16日

大宜味村議会議長　平　良　嗣　男　殿

総務常任委員会

委員長　吉　濱　　覺

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

受理番号	受　理年月日	件　　名	審査の結　果	委員会の意見	措　　置
11	平成27年５月28日	所得税第56条の廃止を求める要請書	採　　択	採択のみにとどめる	
14	平成27年８月10日	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	採　　択	採択のみにとどめる	
15	平成27年８月10日	学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情	審査未了		
17	平成27年８月26日	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情	審査未了		
18	平成27年８月26日	マイナンバー制度の廃止を求める陳情書	審査未了		

（吉濱　覺総務常任委員会委員長　登壇）

○　総務常任委員会委員長（吉濱　覺）　ただいま議題となりました陳情第11号及び陳情第14号の２件について、９月14日午後１時30分から行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第11号及び陳情第14号については、全会一致をもって採択すべきものと決定しております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○　議長（平良嗣男）　以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第11号　所得税第56条の廃止を求める要請書の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第11号　所得税第56条の廃止を求める要請書の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第11号　所得税第56条の廃止を求める要請書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって陳情第11号　所得税第56条の廃止を求める要請書は、採択とすることに決定しました。

これから陳情第14号　「30人以下学級完全実現」を求める陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第14号　「30人以下学級完全実現」を求める陳情の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第14号　「30人以下学級完全実現」を求める陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって陳情第14号　「30人以下学級完全実現」を求める陳情は、採択とすることに決定しました。

◎陳情第１２号及び陳情第１６号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第20　陳情第12号　県産品優先使用について（要請）及び日程第21　陳情第16号　根路銘区への村営団地誘致に関する請願書の２件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 １３０号

平成27年９月14日

大宜味村議会議長　平　良　嗣　男　殿

経済建設常任委員会

委員長　大　城　佐　一

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

受理番号	受　理年月日	件　　名	審査の結　果	委員会の意見	措　　置
12	平成27年7月28日	県産品優先使用について（要請）	採　　択	採択のみにとどめる	
16	平成27年8月14日	根路銘区への村営団地誘致に関する請願書	採　　択	採択のみにとどめる	

（大城佐一経済建設常任委員会委員長　登壇）

○　経済建設常任委員会委員長（大城佐一）　ただいま議題となりました陳情第12号、及び陳情第16号について、９月14日午前10時から審査をした結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第12号、及び陳情第16号については、全会一致をもって採択すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○　議長（平良嗣男）　以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第12号　県産品優先使用について（要請）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第12号　県産品優先使用について（要請）の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第12号　県産品優先使用について（要請）を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　議長（平良嗣男）　起立全員です。

したがって陳情第12号　県産品優先使用について（要請）は、採択とすることに決定しました。

これから陳情第16号　根路銘区への村営団地誘致に関する請願書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第16号　根路銘区への村営団地誘致に関する請願書の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第16号　根路銘区への村営団地誘致に関する請願書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって陳情第16号　根路銘区への村営団地誘致に関する請願書は、採択とすることに決定しました。

◎意見案第３号及び決議案第２号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○　**議長（平良嗣男）**　日程第22　金城　勇議員外７名から提出されました意見案第３号　米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する意見書及び日程第23　決議案第２号　米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する抗議決議の２件について、一括して議題とします。

一括して提案者から提案理由の説明を求めます。金城　勇議員。

（４番　金城　勇議員　登壇）

○　**４番（金城　勇）**　意見案第３号　米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成27年９月17日

大宜味村議会議長　平良嗣男　殿

提出者　金城　勇　宮城辰徳　仲井間宗利　吉濱　覺　新城一智　安里重和　前田　孝

賛成者　東　武久

提案理由　墜落事故の原因を徹底的に究明し、墜落事故への再発防止策を公表し安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、同機種の飛行を中止するよう強く要請するため。

米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する意見書

去る８月12日午後１時46分、米陸軍特殊作戦用のMH60型ヘリコプターがうるま市伊計島から南東約14キロメートルの海上で米海軍艦船への着艦に失敗し、墜落した。

マスコミ報道によると、乗務員17人中７人が負傷する事故が発生した。事故機には陸上自衛官２人が搭乗し負傷したとの報告である。

折りしも11年前の平成16年８月13日に発生したＣＨ53Ｄ大型輸送ヘリコプターが宜野湾市の沖縄国際大学に墜落し、大きな被害を出したことを想起させ、基地周辺住民に一歩間違えば住民を巻き込む大惨事になりかねないものがあり、県民に大きな不安と恐怖を与えている。

さらに、平成25年８月５日に発生した宜野座村キャンプハンセン基地内にＨＨ－60救難用ヘリコプターが墜落した事故もあり、今回の事故を合わせると復帰後、これまで46件の米軍航空機墜落事故が発生しており、事故発生のたびに事故の原因究明と、再発防止策の徹底を訴えてきたが一向に改善されないまま事故が繰り返されていることに対し、強い怒りを覚えるものである。

とりわけ、米陸軍参謀総長が今回の事故について「過剰反応せず」との見解を述べた。このことは、県民の生存権を軽視する当事者意識が欠如した発言とも受取られ、看過できない。

よって、大宜味村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から米軍及び関係当局に今回の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

１、墜落事故の原因を徹底的に究明し、事故原因を速やかに公表すること。

２、墜落事故への再発防止策を公表し、実行すること。

３、安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、同機種の飛行を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年９月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先　内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

決議案第２号　米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する抗議決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成27年９月17日

大宜味村議会議長　平良嗣男　殿

提出者　金城　勇　宮城辰徳　仲井間宗利　吉濱　覺　新城一智　安里重和　前田　孝

賛成者　東　武久

提案理由　墜落事故の原因を徹底的に究明し、墜落事故への再発防止策を公表し安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、同機種の飛行を中止するよう強く要請するため。

なお、文面においては、意見書と同文であります。宛先のみを申し上げたいと思います。

あて先　駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米軍沖縄調整官、在沖米国総領事、在沖米陸軍第10地域支援群司令官

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

○　議長（平良嗣男）　これで提案理由の説明を終わります。

これから意見案第３号　米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第３号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　議長（平良嗣男）　起立全員です。

したがって意見案第３号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第３号について討論を行います。討論ありませんか。

（１番　大城佐一議員　登壇）

１番　大城佐一議員。

○　１番（大城佐一）　意見案第３号　米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する意見書について、私は文言の修正を求めたが、修正に至らず反対の立場で討論を行います。

米軍ヘリの墜落事故に対しては、平成16年８月13日に発生したＣＨ53Ｄ大型輸送ヘリが沖縄国際大学に墜落し、大きな被害を出したことに強い怒りを覚えました。あと数十メートル墜落場所が間違っていたら、住民及び学生を巻き込む大惨事になっていたかもしれない。事故の原因究明と再発防止策を訴えてきたにもかかわらず、平成25年８月５日、宜野座村にＨＨ－60救難用ヘリ、平成27年８月12日、うるま市にMH60型特殊作戦用ヘリが墜落したことに対しては、皆さんと同調するものとともに、看過することができません。しかしながら、次の文言が納得するに至りません。

「大宜味村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から」とありますが、果たして現状はどうなのか。人事案件に関しては、二度も否決し、三度目も同意できないことに対し、先ほど村長も言っていましたが、物事を言わなければ何の解決策もなく、反対のための反対では平穏な生活を守る立場と言えるでしょうか。かえって村民に多大な迷惑をかけ、行政に対しては副村長不在で業務に大変支障を来していることから、そぐわないと思います。先ほどの文言は妥当なのか。疑問があり、同意できる状況ではありません。

議員各位の賛同を求め、反対の立場としての討論といたします。

次の決議案第２号に対しても同意見でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○　議長（平良嗣男）　次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　これで討論を終わります。

これから意見案第３号　米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○　議長（平良嗣男）　起立多数です。

したがって意見案第３号　米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する意見書は、原案のとおり可決されました。

これから決議案第２号　米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する抗議決議の質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第２号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　議長（平良嗣男）　起立全員です。

したがって決議案第２号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第２号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　議長（平良嗣男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第２号　米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する抗議決議を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○　議長（平良嗣男）　起立多数です。

したがって決議案第２号　米陸軍特殊作戦用MH60型ヘリコプター墜落事故に対する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第４号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○　議長（平良嗣男）　日程第24　新城一智議員外４名から提出されました意見案第４号　「安全保障関連法案」に反対し速やかな廃案を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

（２番　新城一智議員　登壇）

○　２番（新城一智）　意見案第４号　「安全保障関連法案」に反対し速やかな廃案を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成27年９月17日

大宜味村議会議長　平良嗣男　殿

提出者　新城一智　金城　勇　吉濱　覺　前田　孝

賛成者　東　武久

提案理由　安倍内閣が今国会に提出した審議中である「安全保障関連法案」を速やかに撤回し廃案を強く求めるため。

「安全保障関連法案」に反対し速やかな廃案を求める意見書

安倍内閣は今国会に集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を具体化するために「安全保障関連法案」を提出している。

その具体的な内容は、米国などの軍隊による様々な場合での戦争や軍事行動、武力行使に自衛隊が地理的限定なく緊密に協力することや、日本に対する武力攻撃がなくても、政府が「存立危機事態」と判断すれば、武力行使ができる等、憲法９条が定めた戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認の体制を根底からくつがえす極めて危険なものである。

憲法審査会に招聘されたすべての憲法学者も法案に対し「憲法違反」の考えを示し、全国でも大多数の憲法学者から集団的自衛権の行使や他国軍との武力行使の一体化を「違憲と判断している」と指摘されて違憲性が高いものとして声が上がっている。

70年前の戦争では唯一地上戦があり、多くの犠牲者を出し戦争の愚かさ、哀れさを受け継がれている沖縄県民にとって、戦争のできる国へ変わる法案は到底許されるものではない。特に米軍基地を多く抱える沖縄県においては戦争や軍事行動へ自衛隊が参加していくことでテロの攻撃対象にされ、さらに基地の危険性が増すことは避けられないものと危惧する。

「安全保障関連法案」は憲法９条の日本が再び戦争する国にならないように固く決意した世界に誇れる平和憲法を破壊に導くものである。

よって、安倍内閣が今国会に提出した審議中である「安全保障関連法案」を速やかに撤回し廃案を強

く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年９月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、法務大臣

以上であります。よろしく御審議のほどをお願いします。

○　**議長（平良嗣男）**　これで提案理由の説明を終わります。

これから意見案第４号　「安全保障関連法案」に反対し速やかな廃案を求める意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第４号については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○　**議長（平良嗣男）**　起立全員です。

したがって意見案第４号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第４号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○　**議長（平良嗣男）**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第４号　「安全保障関連法案」に反対し速やかな廃案を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○　**議長（平良嗣男）**　起立多数です。

したがって意見案第４号　「安全保障関連法案」に反対し速やかな廃案を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

○　**議長（平良嗣男）**　お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　**議長（平良嗣男）**　異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○　**議長（平良嗣男）**　これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。
平成27年第５回大宜味村議会定例会を閉会します。
御苦労さまでした。

（午後　３時５３分）

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。
　議会議長
　署名議員
　署名議員